

# いまこそ東京を生活のまちに

必要なのは住まいと職、  
医療・介護・教育の充実です。

## いのちと生活を守るコロナ対策を前へ

- 心配にすぐ対応できるPCR検査体制をつくる
- 医療崩壊を防ぐ専門家チームをつくり、都民の命を守る
- 安心して自宅療養ができるよう食事・生活必需品配達員を派遣する
- 失業・収入減で困っている人にスピーディーな生活給付金を支給する
- 住まいは人権！民間賃貸住宅の借り上げで暮らしの基盤を保障する

## アフターコロナを見据え医療体制を徹底強化！

- 都立医療機関で働く公衆衛生専門人材を育成し、感染症に備える
- 感染症対策の中核としての保健所機能を強化するため、医師・保健師等を増やす

## 子ども・若者のいまを大切に！

- 子どもの権利条例を子ども・若者参加でつくる
- 子どものSOSを受け止めるオンブズパーソン制度をつくる
- 虐待をなくす！児童相談所の設立支援と増設を！
- 学校と福祉の連携でヤングケアラーを支援する
- 子どもの貧困対策のためのシングルマザー支援を強化する
- ICT活用は学びの保障と子どものエンパワメントのために！



## 超高齢社会もこわくない！ひとりにしない介護と福祉

- 介護する人をささえるケアラー支援条例をつくる
- 高齢期を豊かに暮らす！地域の介護・福祉とつながる医療体制をつくる
- 医療、介護のチームケアを確立し、在宅療養生活を支援する。
- 住まいのシェアで、若者と高齢者が支えあうコミュニティづくりをすすめる

## ジェンダー主流化と多様性で社会を強くする

- 男性が家事・育児・介護できる働き方改革でワークシェアを実現する
- セクハラ・DV・性暴力のない東京をつくる
- LGBTQの理解啓発をすすめ、東京都にパートナーシップ制度を創設する
- 障がいのある人もない人も共に働く場をつくる
- 外国人差別をなくし、東京を多民族共生の世界都市に！



## 水害・地震・感染症に備える災害対策で安心・安全を

- 緑化をすすめるグリーンインフラで洪水に備える
- 避難所はテントとベッド配備でプライバシーと感染症対策
- キッチンカー・段ボールベッド・トイレトレーラーの防災3点セットの配備をすすめる

## ストップ地球温暖化！

- 2030年温室効果ガス50%削減を実現する
- 給水・給茶ポイントを1万カ所に！マイボトル普及でペットボトルを減らす
- 使い捨て容器ゼロ。リユースの推進で脱プラスチック
- 新たな公共施設はすべてネット・ゼロ・エネルギービル\*にする
- 原発ゼロ！地域分散型・再生可能エネルギー100%をめざす

\*ネット・ゼロ・エネルギー・ビル: Net Zero Energy Building で略称はZEB。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギー収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

## 都市農地と食の安全を守る

- 地場野菜を東京都が買い取り学校給食に提供、無償化を実現する
- 遺伝子組み換え・ゲノム編集食品の流通をストップ！
- 体験農園や農業公園の活用で都市農地を守る！
- 新規就農者への農地の貸し出しをすすめ、持続可能な地産地消型農業をつくる
- 生産緑地を活用し、障がい者団体など農業の担い手となる農福連携をすすめる



## 地域循環・共生社会の実現で新しい経済を生み出す

- 地域ニーズを掘り起こし、協同組合やソーシャル・ファームなど多様な仕事と働き方を創造する
- 空家・空店舗を若者に！住まいと起業のバックアップで若い力を応援
- 地域の仕事場づくりとテレワークで女性・障がい者の雇用を増やす
- 市民電力による分散型創エネ事業の推進で地域に活力を！

## 香料による化学物質過敏症＝香害をなくす

## まだ間に合う！いらぬ大型公共事業はストップ

- 東京外郭環状道路は事故補償と大深度法の見直しで凍結を！
- コロナ後の財政難は都市計画道路・開発の見直しでカバーする
- リモート時代に逆行するリニアは中止する
- 都心低空・羽田新飛行ルートは撤回へ

## 必要なのは働く議員！都議会を市民目線で改革する

- 都議会の運営を見直し、議会基本条例を制定する
- いつでも都民のために働く通年議会を実現する
- 女性の声は新しく強い力！都議会に女性議員を増やす
- 選挙区を超えた広域オンライン議会報告会を定例開催する
- 駅や商業施設など市民が投票しやすい投票所をどんどん増やす

# トピックス

## デジタル技術は課題解決のための道具にすぎず、優先すべきは私たちの暮らし

日本では1980年代にインターネットが使用され始め、パソコンや携帯電話の普及とともにICT\*が、個人の生活にも入り込み社会に大きな変化をもたらしました。また、AI\*の活用も増えています。政府は、2019年6月に「デジタル時代の新たなIT政策大綱」を発表し、国際競争に打ち勝つための環境整備とデジタル化による社会課題の解決、を二大目標にあげています。2020年5月にはスーパーシティ法\*が成立し、菅新政権がデジタル庁創設を発表するなど、動きは加速しています。

しかし、デジタル・テクノロジーは万能ではありません。たしかに、ICTにより市民が自ら発信できるようになったことで、社会課題を共有しつなかりをつくるツールとして役立つなどよい面もありますが、一方で、ネット上の誹謗中傷や差別という人権侵害も深刻化しています。電磁波過敏症という新たな健康被害も生むなど、心と身体にマイナスの影響ももたらしています。

ビッグデータの名のもとに大企業や国に個人情報の集約化がすすめられていることに、市民は敏感でなければならないと考えます。国が巨額の税金を投

じてすすめようとしているマイナンバー制度も、政治に個人を尊重する発想がなければ経済効果への誘導と監視装置としてしか機能しません。

新型コロナ感染症の流行により、オンライン授業やリモートワーク\*の導入がすすむなど注目が集まっていますが、デジタル技術は単なる道具であり、目的はあくまでも人々が豊かに生きることであることを忘れてはなりません。どんな技術に対してもメリット・デメリットを併せリスク・コミュニケーションを行い、対話の中で市民社会が何を選んでいくのかを決めていくプロセスこそが政治です。

生活者ネットワークは、これまでも個人情報保護やメディア・リテラシー教育、アンテナ基地局設置に関する情報公開や、電磁波の子どもへの影響配慮など問題提起をしてきました。今後もデジタル技術に関しては賛成・反対という二者択一の発想ではなく、人と環境を優先とした活用と対策という視点で政策提案していきます。

\* ICT…Information and Communication Technology= 情報通信技術

\* AI…Artificial Intelligence =人工知能

\* **スーパーシティ法**…改正国家戦略特別区域法および構造改革特別区域法。AIとビッグデータを活用して生活全般をスマート化する「丸ごと未来都市」の構築をめざす。

\* **リモートワーク**…会社から離れた場所で働く遠隔勤務のこと。

# 東京政策2021 柱

## 子どもの権利を守り子どもがのびのびと育つ東京をつくる

### ■子どもの権利条例をつくる

- ◆子ども権利条例を東京都につくる
- ◆児童相談所を充実させる
- ◆子どものための貧困対策をすすめる
- ◆いじめ、虐待、体罰をなくす

### ■子どもが育つ環境を整える

- ◆子どもの育ちを地域社会が応援する
- ◆社会的養護を必要とする子どもの環境を整える
- ◆子どもが自分らしく過ごせる居場所や遊び場を地域につくる
- ◆子どもにあわせた環境安全基準をつくる
- ◆子どもを守る災害対応をすすめる

### ■子どもの生きる力を育む

- ◆個に応じた学びを保障する
- ◆シティズンシップ教育をすすめる
- ◆インクルーシブ教育を実現する
- ◆オンライン教育の環境を整備する
- ◆人権としての性教育を充実させる
- ◆外国にルーツを持つ子どもたちへの支援を充実させる

## ジェンダー平等と多様性の尊重で、誰もが自分らしくくらす社会を実現する

- ◆女性議員や自治体職員の女性管理職の比率を高める
- ◆セクハラ、DV、性暴力のない社会を実現する
- ◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツに基づき国際基準の性教育をすすめる
- ◆SOGI・LGBTQへの偏見・差別をなくし多様な性を認め合う社会をつくる
- ◆多文化・多民族共生社会を実現する
- ◆あらゆる制度を家族単位から個人単位に見直す

## 自分らしく安心して生きるためのくらしの保障

### ■保健所を体制強化し、地域医療を充実させる

- ◆保健所の人員を増やし、役割と機能を強化する
- ◆誰もが住み慣れた地域で、安心してくらす地域医療体制を充実させる

## ■高齢者本人と家族、介護従事者を支えるしくみをつくる

- ◆最後まで、その人らしく生きられる社会をつくる
- ◆認知症とともに生きる社会へシフトする
- ◆「ケアラー支援」を制度に位置付ける
- ◆介護従事者の社会的・経済的地位を押し上げ、人材を確保する

## ■ともに生きる社会をめざし、つながりあえるしくみをつくる

- ◆ごちゃまぜになって働ける共生社会をつくる
- ◆私たち抜きで私たちのことを決めないで！
- ◆多様な価値観が認められ、誰もが自分の持てる力を発揮できる社会をつくる
- ◆小さなSOSを見逃さない、若者のいのちを守る社会をつくる
- ◆権利擁護、成年後見制度を拡充、その人の意思決定を最期まで支援する
- ◆安心できる居場所や、ひきこもり当事者と家族を支えるネットワークをつくる

## 住まいの確保と空き家対策を充実させる

- ◆住まいは人権！すべての人にくらしの基盤を
- ◆空き家等の利活用の障壁を取り除く

## 経済を地域で循環させ、仕事も生活も大事にできる働き方改革を実現する

- ◆多様な働き方とくらし方により、仕事と生活時間をシェアする
- ◆同一価値労働同一賃金を実現する
- ◆市民力を活かした地域循環経済を創造する
- ◆くらし優先の地域循環型経済への転換をはかる

## あらゆる災害を見据え減災のまちづくりをすすめる

- ◆洪水からくらしを守る
- ◆都市型災害に備える
- ◆地域防災力をつける
- ◆エネルギー分散で災害時に備える
- ◆女性の視点や、多様なニーズへの配慮の視点で、災害時に備える

## いのちが大事。いまこそ、持続可能なまちづくりに転換する

### ■東京をグレーインフラからグリーンインフラのまちへ

- ◆都市計画のあり方を見直す
- ◆省資源・省廃棄で、ごみ問題を解決する
- ◆生物多様性を保全し東京の自然を守る

## ■原発ゼロ・エネルギー自立都市と温暖化ストップをめざす

- ◆地球温暖化と気候変動を東京からストップする
- ◆再生可能エネルギーの利用を拡大する
- ◆再エネ利用と省エネで温暖化防止と原発ゼロを実現する

## ■安全な生活環境は子ども基準で

- ◆有害化学物質を環境中に拡散させない適正な処理体制をつくる
- ◆安全な生活環境を確保する
- ◆環境学習に取り組む
- ◆原発事故から10年の放射能汚染対策を検証し今後の安全安心につなぐ

## ■食の安全にこだわり都市農業を守る

- ◆都市農業を保全し、多面的な機能をまちづくりに活かす
- ◆無農薬・低農薬の都市農業をすすめる
- ◆地域に根づいた農産物を守る
- ◆食の安全を脅かす規制緩和は許さない

## ■市民自治をすすめ足元から平和をつくる

- ◆市民に開かれた市民のために働く議会を実現する
- ◆情報公開と参加で市民自治をすすめる
- ◆憲法を尊重し足元から平和をつくる

## 子どもの権利を守り子どもがのびのびと育つ東京をつくる

子どもの権利の保障は、「子どもを社会で育てる」ことの実現であり、救済の対象としてだけでなくひとりの市民として子どもを見つめる目線をもって政策提案する。

### ■子どもの権利条例をつくる

子どもの権利条約で描かれているのは「子どもは権利の主体として尊重され、自分らしく豊かな子ども時代を過ごすことができる」社会である。そして、政治の役割は、その権利保障と擁護・救済のしくみを確立することだ。2016年には児童福祉法が改正され、「子どもの権利条約の精神にのっとる」という理念が明記され、その後関連法案の改正もあるが、依然として子ども虐待の件数は増え続け、子どもの貧困についても13.5%と国際的にも高水準である。いじめや体罰もなくなる。

こうした子どもを巡る状況は、新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛や親の失業による困窮にともなう影響、という形で悪化している。突然の学校一斉休校についても、子どもを市民としてみる視点があれば、政治は柔軟な対応と説明責任を果たしていたのではないか。

子どもは共に生きる社会の一員であり、大人から守られ、教え導かれる存在であるという子ども観から脱却し、子どもが自ら育ち、学ぶことのできる環境整備と子どもの最善の利益を実現するための施策の推進が急がれる。

東京都は19年「子供への虐待防止等に関する条例」を策定し、20年9月には「子どもが笑顔で子育てが楽しいと思える社会」の実現に向けて「こども未来会議」を設置した。この会議に子どもの権利の視点を入れ込み、子どもの参加の機会と参画を実現していくことが重要である。「未来」の子どもたちにむけて、子ども自身の権利と子育て支援の充実を両輪で支援する東京を約束するために、東京都子どもの権利条例の制定をめざす。

子どもの意思が尊重され、参加できる施策推進のため、自治体の基本姿勢と事業の方向性に子どもの権利が具体的に位置付けられることが不可欠である。虐待、いじめなどの権利侵害への対策と回復、社会的養護を含む支援制度として児童相談所のしくみの再構築、また貧困・格差の根本的解決、そして子どもの意見表明を保障する参加と参画の機会づくりに取り組んでいく。

### ◆子どもの権利条例を東京都につくる

- ▷子ども参画で子どもの権利条例を東京都につくる。
- ▷子どもの権利擁護のために独任制の第三者機関(オンブズパーソン制度)\*を位置付け、子ども自ら救済、擁護を求めることのできる制度を確立する。
- ▷子どもの意見表明を大切に、すべての子どもの声を代弁するアドボカシー制度\*を導入する。
- ▷公園づくりなど子どもに係わる施策には子どもが参加・意見表明するしくみをつくる。

\* **オンブズパーソン制度(=オンブズマン制度)**：行政機関が市民の権利を侵害しないように、中立・公平な立場から調査や勧告を行う第三機関。

\* **アドボカシー制度**：自身の意思を表明するのが難しい高齢者や障がい者、子どもらが自身の思いを示せるよう代わって意思を伝え権利を守る制度。

## ◆児童相談所を充実させる

- ▷身近できめ細かい対応に向け、23区での設置をすすめ、人材育成・専門性・財源について支援する。
- ▷多摩地域での設置数など拡充に向けて見直しを行う。
- ▷中高校生に対応できる人材(相談員)の育成と、時間外(夜間や休日)の体制をつくる。
- ▷各自治体への若者支援の担当部署の設置、若者自身が相談できる窓口の拡充をすすめる。

## ◆子どものための貧困対策をすすめる

- ▷スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、学校をプラットフォームとして子どもの貧困対策をすすめる。
- ▷子ども食堂やフードバンクなど、地域活動との連動で地域のニーズを捉えた子どもや家庭を見守る体制を構築する。
- ▷給付型奨学金制度を充実させる。
- ▷高校中退を防ぐために、ユースソーシャルワーカー\*の拡充や若者相談窓口、居場所づくりの支援をはかる。
- ▷若者の再出発を支えるために、リスタートプレイス\*の周知徹底と充実をはかる。

## ◆いじめ、虐待、体罰をなくす

- ▷いじめ、虐待、体罰等の深刻な権利侵害から子どもを救済する制度を確立し、回復や立ち直りを支援する。
- ▷体罰によらない子育てや保育、教育、指導のあり方を学ぶ機会を確保する。
- ▷いじめや虐待が暴力・権利侵害であることを知るために、CAP\*（子どもへの暴力防止）プログラム等のNPOとの協働による学校・地域での研修を必須とする。
- ▷子どもの権利の視点を持ったスクールロイヤー\*を各自治体に配置する。

\* **ユースソーシャルワーカー**：東京都が都立高校での不登校、中途退学、進路未決定防止をめざして、独自に導入したしくみ。就労面と福祉面で専門的な支援をする専門員を配置している。

\* **リスタートプレイス**：高校を中退した人、高校での就学経験のない人、中学校で不登校の状態にある人やその保護者を対象に進路相談や就学サポートをする機関。

\* **CAP**:Child Assault Prevention＝子どもへの暴力防止

\* **スクールロイヤー**:学校で発生するさまざまな問題について、法律の見地から学校に助言する弁護士。

## ■子どもが育つ環境を整える

子どもの健やかな育ちを支えるために、家庭や地域そして社会全体で子どもを育てることが大切である。生まれ育った家庭環境や国籍、障がいや性別等にかかわらず、すべての子どもが自らの力を十分に発揮できるよう、最良の環境を整えることが大人と社会全体のしごとである。

2019年4月から、幼児教育・保育の無償化がスタートした。すべての子どもの育ちを保障するためには、保護者の経済的負担軽減や就労支援だけでなく、質の担保が重要である。また、自由で自律的な保育や幼児教育の運営が、無償化の対象施設という制度枠の影響を受けるという課題も現われている。

生活や遊び、自然や人と触れ合うことで、自分も人も大事にし、「寛容な心」と「自然との調和の中で生きていく基本的な考え方や力」を身につけることができるように保育・教育の内容を充実させることが求められる。

さらに、虐待の増加により一時保護施設や児童養護施設での対応が追いつかない状況が続いている。子どもを社会で育てる、という発想で社会的擁護のしくみを整えることや、思いがけない妊娠を含め妊娠期からの支援や血縁だけに捉われない子育て支援をひろげる必要がある。

子どもも親も、困った時にはすぐに誰かに相談でき、十分な休息をとり、安心してらせる社会のしくみをつくっていくことが必要である。災害時の子どもへの配慮や化学物質・電磁波・放射能など成長過程にある子どもに有害な影響を与えるとされるものも含め、育ちの「環境」を子どもの最善の利益の視点でつくりあげていく。

## ◆子どもの育ちを地域社会が応援する

- ▷子どもも親も一人にしない、困った時にはすぐに相談できる相談体制の充実をはかる。
- ▷妊娠期から、切れ目なくSOSを受け止めるしくみをつくり、虐待を未然に防ぐ支援体制をつくる。
- ▷待機児童解消だけを目的とせず、幼児期にしか得られない保育や教育の質の確保と、子どもの視点に立った施策の点検を行う。
- ▷子育てを含めた生活時間を持てるようワーク・ライフ・バランスを整え、長時間保育を見直す。
- ▷短時間就労の支援やレスパイトのためにも、理由を問わない一時保育を充実する。
- ▷多様な子育ての場として、家庭やひろば事業、自主保育や森の保育園、認可外保育施設などの支援を行っていく。
- ▷ヤングケアラー\*が抱える課題への理解を深め、支援するしくみをつくる。

## ◆社会的養護を必要とする子どもの環境を整える

- ▷里親を増やすとともに里親支援を充実させる。
- ▷子どもに永続的な家庭環境を提供できるよう特別養子縁組を充実させる。
- ▷児童養護施設退所者等への自立に向け、自立援助ホーム拡充や住居・生活・就学・就労の支援制度の充実をすすめる。
- ▷児童養護施設で働く職員の処遇改善をすすめる。

\* ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいるときに、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなど大人が担うようなケア責任を引き受けている18歳未満の子ども。

## ◆子どもが自分らしく過ごせる居場所や遊び場を地域につくる

- ▷五感をフルに活用し自然に触れる外遊びで生きる力を育むため、東京に常設のプレーパーク\*やバリアフリー公園を増やす。
- ▷おとなの見守りがあり、子どもが安心して遊んだり、休んだりできる居場所をつくる。

## ◆子どもにあわせた環境安全基準をつくる

- ▷香料による化学物質過敏症(香害)を「東京都化学物質子どもガイドライン」に位置付ける。
- ▷人体に有害なグリホサート等を主成分とする除草剤を子どもが接する学校や公園、通学路において使わない。
- ▷携帯基地局の建設やWi-Fi環境の拡大に対し、子ども基準の「電磁波対策」を早急に構築する。
- ▷学校給食は国産の無農薬・有機栽培の野菜の他、遺伝子組み換えでない食材を使用する。
- ▷東京都地域防災計画の「放射能対策」に、子どもへの配慮を明記する。

## ◆子どもを守る災害対応をすすめる

- ▷災害時にも年齢に応じた子どもの学びの保障を行う。
- ▷子どもの意見を反映した避難所運営を行う。
- ▷災害時の子どもの心のケアを行う。
- ▷学校や通学路の点検を行い、安全性を高める。

\* プレーパーク：プレーパークは「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした遊び場。屋外での自由な「遊び」を通して得られるさまざまな体験や交流を通して、子どもたちに自主性や主体性、社会性やコミュニケーション能力を育てている。

## ■子どもの生きる力を育む

学校に行かない、行けない子どもが急増する中で、学校以外の場も含め、子どもの個性に応じた多様な学びを保障することが求められている。2016年に教育機会確保法が施行され、学校復帰だけを目標としない不登校対策を可能としたが、現状については常に検証していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の予防対策としての分散登校を取り入れた結果、少人数学級と自宅学習を可能とするオンライン教育が学びの保障につながった側面がある。一方で、家庭環境の違いや電磁波の問題など課題もあり、検証が必要である。

また、インクルーシブ教育\*の現状は、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室の在籍者が増加し続けており、今後は自閉症・情緒特別支援学級の併設も計画され、さらなる分離教育にシフトしている。障がいのある子どもも共に学ぶという本来のインクルーシブ教育に転換するには、すべての子どもが地域の学校で、多様性を認め合いその子らしく学習できる人員体制と教育環境の整備が必要である。

さらに、東京都の課題としてジェンダーフリー・バッシング\*により遅れをとった性教育の問題がある。全国平均では10代の妊娠中絶率が下がっているのに対し東京都は横ばいである。思いがけない妊娠などを防ぐために、性の多様性や互いの人権を尊重する性教育を行うことが必要である。

新型コロナウイルス感染症の流行により動きは止まっているが、19年の出入国管理および難民認定法（入管法）改正により、今後東京に住む外国人は増えることが予想される。日本で生まれ育った外国にルーツのある子どもたちも含め、学びの保障を担保していくことが求められている。

## ◆個に応じた学びを保障する

- ▷感染症対策の分散登校の経験からも明らかになったように、教師が個々の子どもの学習や生活面などの課題に向き合い、支援できるよう少人数学級を実現する。
- ▷妊娠・出産した高校生が子育てと学業を両立できるような支援策をすすめる。
- ▷高校を中退した若者が高卒認定を取るための支援を行う。
- ▷社会に出てからも学びつづけられるよう、生涯教育、社会教育を充実させる。
- ▷学校に行かなくても主体的に学び、社会の中で孤立することがないように、多様な学びの機会と居場所を整備、拡充する。
- ▷学校と民間のフリースクール等との連携をすすめる。
- ▷子ども一人ひとりに余裕をもって向き合えるよう教員の待遇を整える。

## ◆シティズンシップ教育をすすめる

- ▷市民と政治、社会との関わりを深める「シティズンシップ(主権者)教育」を受ける機会を設ける。
- ▷生徒の自治意識が育つ生徒会活動になるよう支援する。
- ▷教科化された道徳に頼らず、子どもがお互いの意見を尊重し主体的に人権について学べる授業を展開する。

\* インクルーシブ教育:障がいのある者とない者が共に学ぶこと。

\* ジェンダーフリー・バッシング:性別規範に制約されず個人として尊重されることをめざす考え方への攻撃。伝統的な女性役割・男性役割の重要性を強調する。

## ◆インクルーシブ教育を実現する

- ▷障がいがある子どももいない子どもも共に地域の通常学級に在籍し、それぞれの子どものニーズに対応するために教育環境を整える。
- ▷支援を必要とする子どもと周りの子どもたち、教師、保護者が共にエンパワメントするために、学校作業療法士の活用をすすめる。

## ◆オンライン教育の環境を整備する

- ▷子どもたちの学ぶ権利を保障するために、オンライン教育を適切に活用する。
- ▷インターネット環境整備等の支援を継続する。
- ▷情報モラル教育だけでなく、ICTを主体的・自律的かつ創造的に活用する力を養うデジタル・シティズンシップ教育をすすめる。
- ▷オンライン教育の研修、人材、ソフトの開発など支援体制を整える。

## ◆人権としての性教育を充実させる

- ▷「生」と「性」の科学的な知識を身につけ、豊かな人生を生きるための性教育をすすめる。
- ▷多様な性のあり方を認め合い、自分も相手も大事にできるパートナーシップを身につけるため、幼児期から成長に応じた「人権を基本とした性教育」を推進する。
- ▷産婦人科医を校医として位置付ける。
- ▷産婦人科医や助産師などによる、DV（デートDVを含む）や虐待、思いがけない妊娠をさけるための予防的観点に立った性教育を推進する。
- ▷人権としての性教育の視点を「性教育の手引き」に入れる。
- ▷SOGI\*について正しい理解を人権教育として行う。

## ◆外国にルーツを持つ子どもたちへの支援を充実させる

- ▷外国にルーツを持つ子どもたち、日本語が困難な子どもたちに日本語習得の機会を拡充するとともに、就学、進学、就労への支援をすすめる。
- ▷子育て支援に関わる人すべてに、子どもが母語を習得する重要性を周知する。
- ▷無償化教育の朝鮮学校への適用を求めていく。

\* SOGI : Sexual Orientation and Gender Identity。性的指向/性自認の観点からみた一人ひとりの持つ属性。男性と女性の二つの選択肢ではない多様な性を意味する。

## ジェンダー平等と多様性の尊重で、誰もが自分らしくくらす社会を実現する

世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数\*2020が153カ国中121位という現状からも、日本で国際基準の女性の権利が保障されていないことは明らかであり、あらゆる政策にジェンダーの視点を入れ込むジェンダー主流化をすすめる必要がある。

この間、公人によるセクハラや性暴力被害者へのバッシング、性虐待への不当な司法判決などを受けて女性たちが声を上げ、#Me too #With you運動がひろがった。しかし、生活者ネットワークが実施した「女性の安全安心自治体調査」では都内自治体の公的施策が不十分であることが明らかになった。

コロナ禍で、外出自粛によるDV\*や虐待の増加、給付金の世帯主を受給権者とした支給、非正規女性の失業や若い女性の自殺増加など、女性の置かれた状況はさらにひっ迫し、これまで放置されてきた課題が増幅され、浮き彫りとなっている。ジェンダーの視点で政策を日頃から充実させていけば、ここまでダメージや格差は生じなかったはずだ。

持続可能な開発目標SDGs\*の目標の一つにも「ジェンダー平等の実現」があげられているように、国際社会においてジェンダー平等の施策はすすんでいる。性的指向や性自認など性別による差別や固定的な性別役割分業をなくし、性別にかかわらず、誰もが自分らしくくらすジェンダー平等社会を実現しなくてはならない。

同時に、人種や国籍などによる差別をなくし、日本に住む外国人が共にくらすための施策を充実させるなど、多文化・多民族共生の社会への取り組みもすすめる。

日頃から多様性を認め合い、すべてのひとの人権を尊重し、誰もが排除されない寛容な社会の実現が求められる。

### ◆女性議員や自治体職員の女性管理職の比率を高める

- ▷ 地方議員も女性議員を増やし、候補者男女均等法の実効性を高めるため、パリテ\*の考え方をひろめる。
- ▷ 自治体職員の管理職昇任試験・研修の実施方法を見直し、女性管理職を増やす。
- ▷ 審議会などの市民委員の女性比率目標値の達成年を具体的に定めて50%をめざす。
- ▷ 生活時間の確保とキャリアアップを両立できるよう、オランダ型のパートタイム制度\*を導入する。

\* **ジェンダー・ギャップ指数**：各国の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済、教育、健康、政治の4分野について合計14指標の男女差を算出する。

\* **DV**：ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」という意味で使用される。

\* **SDGs**：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）。2015年9月の国連サミットで採択された人間、地球および繁栄のための行動計画。17の目標と169のターゲットがある。

\* **パリテ**：パリテ(parité)とは「同等、同一」を意味するフランス語。フランスでは、2000年に通称パリテ法と呼ばれる法律が制定され、男女の政治参画への平等が促進された。日本では「パリテ」を議会など意思決定の場で「男女比率を同率にする」ことを表す言葉として使われている。

\* **オランダ型のパートタイム**：賃金格差の是正だけでなく社会保障や雇用保障の面でも均等待遇を保障する。

## ◆セクハラ、DV、性暴力のない社会を実現する

- ▷都内すべての自治体でセクハラ防止指針を作成し、公開する。
- ▷利用者が安心して利用できる公的シェルター・民間が運営するシェルターへ人件費も含めた運営費の補助を行政の責任で行い、DVシェルターを拡充する。
- ▷ワンストップ性暴力救済センターの拡充と自治体の連携を推進する。
- ▷行き場のない若年女性を性暴力被害やJKビジネスから守る支援体制を充実する。
- ▷加害者の再発防止・更生プログラムを実施し、暴力の連鎖を食い止め被害者をなくす。

## ◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ\*に基づき国際基準の性教育をすすめる

- ▷東京都の「性教育の手引き」を改定し、都内すべての自治体に国際基準の性教育と自己防衛プログラムを導入する。
- ▷デートDV防止講座を都内すべての中学校において実施する。
- ▷HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)については、性感染症や副作用などの正しい情報提供と検診をすすめ、ワクチンの定期接種や積極的勧奨に反対する。
- ▷学習指導要領を改正し受精や妊娠の過程を小中学校で教えられるようにする。

## ◆SOGI・LGBTQ\*への偏見・差別をなくし多様な性を認め合う社会をつくる

- ▷SOGI (性的指向と性自認)に対する偏見をなくし、性別に縛られずに生きられる社会をつくる。
- ▷SOGIハラスメントやSOGIに起因した自殺(未遂も含む)者の実態を調査し、必要な支援体制を整える。
- ▷多様な性のあり方を形にして、公的に認めるパートナーシップ制度を導入する。
- ▷都営住宅に入居を可能とするなど、異性間でしか認められてこなかった制度を見直す。
- ▷パートナーシップ制度を導入している自治体間の連携をはかる。

## ◆多文化・多民族共生社会を実現する

- ▷外国人の意見を施策に反映しやすくできるよう、定住外国人の地方公務員への採用を推進する。
- ▷日本でくらす外国人が共にくらすための情報提供と相談を充実する。
- ▷くらしや災害時の情報について、やさしい日本語と多言語化をすすめる。
- ▷外国人保護者に対して日本語習得の機会を保障し、就労支援を拡充する。
- ▷日本語の習熟度にかかわらず必要な情報が得られるよう、教育機関や公的機関の情報発信におけるやさしい日本語の使用をすすめる。
- ▷多文化・多民族共生の視点から母語の重要性を周知し、学習を支援する。

\* **リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**：Reproductive Health and Rights＝生殖に関する健康と権利。人が生涯にわたって差別と強制と暴力を受けることなく、性と生殖に関して身体的、精神的、社会的に良質な健康環境にあることをリプロダクティブ・ヘルスといい、またその状態を享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。

\* **LGBTQ**：Lesbian (レズビアン) 同性を好きになる女性、Gay (ゲイ) 同性を好きになる男性、Bisexual (バイセクシャル) 同性を好きになることも異性を好きになることもある人、Transgender (トランスジェンダー) 体の性と心の性が異なる人、Questioning (クエスチョニング) 性的指向や性自認がはっきりしない、決められないあるいは悩んでいる状況にある人、の頭文字をとったもの。

## ◆ あらゆる制度を家族単位から個人単位に見直す

- ▷ 給付金等の支給は、世帯単位でなく個人単位にする。
- ▷ 単身でも既婚でも安心して老後を迎えられるよう年金制度を抜本的に見直す。
- ▷ 個人の所得に応じた税と再分配の考えに基づく税制度を再構築し、配偶者控除を段階的に廃止する。
- ▷ 同一価値労働同一賃金\*により、男女賃金格差を是正する。
- ▷ 女性差別撤廃条約に基づき、選択的夫婦別姓制度を実現する。
- ▷ ひとり親が抱える困難を解消するため養育費の義務化をすすめる。
- ▷ 男女がともに経済的・生活的自立がはかれるジェンダー・人権教育を幼児期から生涯にわたって行う。
- ▷ 樹木葬等、個人で選べる墓地を増やし、家制度に縛られた墓地制度を見直す。

\* 同一価値労働同一賃金:同じ職務に従事する労働者同一水準の賃金が支払われるべきという原則。

## 自分らしく安心して生きるためのくらしの保障

新型コロナウイルス感染症の流行により、これまで提案してきた社会課題が顕在化している。医療・福祉・介護の充実はもちろん、生きづらさを抱える若者への支援も含め、地域での支えあいのしくみを提案する。

### ■保健所の体制を強化し、地域医療を充実させる

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所の機能に注目が集まり、特に、特別区・政令市・中核市の保健所と、二次保健医療圏ごとの都保健所について、設置体制や情報提供のあり方など、課題が顕在化した。市民の不安を受け止め、迅速かつ的確に対応できる地域保健の再構築と、そのための財源確保は不可欠である。

保健所は感染症対策のほか、精神保健や難病対策なども担っている。「8050問題\*」など、中高年世代のひきこもりがクローズアップされる中、高度かつ専門的な支援を提供する保健所の人員確保と機能強化が求められている。自治体と連携しながら、当事者と家族を丸ごと支援していくために、保健所の人員増と機能強化を実現する必要がある。

地域の不採算医療を引き受けてきた都立病院・公社病院は、コロナ禍のもと、患者の受け入れを率先して行った。東京都は都立病院等の地方独立行政法人化に向けて準備をすすめている。医療のセーフティネットとして地域のニーズに応えつつ、持続可能な経営を行うためには、議会が関与できるしくみの担保など、さらに議論を深める必要がある。

また、国民健康保険の広域化は、安定的な財政運営につながると説明されてきたが、被保険者の高齢化、低所得化といった構造的な問題に着手せず、繰越金の抑制や差押えの強化につながっており、国民健康保険制度の役割そのものが見えにくくなっている。抜本的な制度の改善を国に求めるとともに、運営の責任主体となった東京都にさらなる情報開示を求めていく。

#### ◆保健所の人員を増やし、役割と機能を強化する

- ▷感染症対策を担う公衆衛生の拠点として、医師・保健師等の人員増と体制の強化を実現する。
- ▷市民が自分の健康や感染症について考え、判断できる環境を整えるため、自治体と連携した情報提供、情報公開をすすめる。
- ▷「8050問題」やひきこもりへの支援として、孤立する当事者、家族をつくらぬよう、保健所と自治体のネットワーク強化、役割分担の再構築をすすめる。

#### ◆誰もが住み慣れた地域で、安心してくらす地域医療体制を充実させる

- ▷身近な地域で、その人のくらしを丸ごと支える総合的な医療「プライマリ・ケア\*」を推進する。
- ▷地域の医療・福祉・介護・保健のネットワークをバックアップする体制を東京都につくる。
- ▷AYA世代\*のがん患者に関する知識や経験、知恵を蓄積・共有するしくみを構築し、患者とその家族を支える。

\* 「8050問題」:「80代の親が50代の子どもの生活を支える」という、ひきこもりの高齢化をさす言葉。

\* プライマリ・ケア: その人個人を中心に据え、健康管理や不調時の診療だけでなく、介護、福祉と連携しながら生活をまるごと支える総合的医療のこと。

\* AYA世代: Adolescent & Young Adultの略で、思春期・若年成人のこと。就学や就職、結婚、出産、子育てなど、ライフイベントに応じて個別の支援が必要。

## ■高齢者本人と家族、介護従事者を支えるしくみをつくる

介護現場の慢性的な人手不足に、新型コロナウイルス感染症が拍車をかけている。団塊世代がみな75歳以上となる2025年を目前に控えた今、処遇改善による介護人材の確保は待ったなしの課題である。

同時に、コロナ禍により、地域の支えあいのしくみが機能しなくなり、高齢者の健康、認知機能にも深刻な影響が出ている。新たなニーズに即した共助のしくみづくりが求められている。

65歳以上の介護保険料は、制度開始当初の約2倍に上昇しており、このままでは、「高い保険料を払ってもサービスが受けられない」という事態に陥る可能性が否めない。国は、持続可能な制度構築のひとつに給付適正化を掲げているが、安易な給付抑制・負担増は、介護の社会化を後退させる。自己決定の尊重が疎かにされているなど、気づかぬうちに制度の趣旨を歪める運用になっていないか、常に注視・点検していく必要がある。同時に、どこまでを給付で担い、どこから先を地域が担うかについて、保険者である自治体と利用者の声を制度にしっかり反映させていく議論も不可欠である。

20年3月に埼玉県でケアラー支援条例が制定された。ケアラー\*の概念を周知し、社会的支援のしくみをつくるため、東京都における条例化をすすめる。また、厚生労働省がヤングケアラーの実態調査に着手するとの方針が明らかになった。ヤングケアラーの声なき声を、支援のしくみにつないでいけるよう、東京都が率先して実態把握に努めていく。

## ◆最後まで、その人らしく生きられる社会をつくる

- ▷医療・介護・生活支援サービスの連携で、在宅高齢者の24時間365日を支える。
- ▷多世代交流のできるコミュニティ食堂など、地域や人とのつながりを育む居場所や機能を増やし、地域で高齢者を見守るコミュニティづくりを支援する。
- ▷支援を受けた人が支援をする人になる、いくつになっても役割を持てる、相互性のある支援のしくみをつくる。
- ▷身近な場所でいつでもできる体力測定、チェックリストの活用、運動、脳トレで、リスクの早期発見・予防を促進し、身体機能・認知機能の低下を防ぐ。
- ▷在宅高齢者の外出支援、買い物ニーズに応えるコミュニティ・ビジネスをつくる。
- ▷ユニバーサル・デザイン(UD)タクシー\*は、利用状況を検証、改善をはかる。

## ◆認知症とともに生きる社会へシフトする

- ▷認知症の政策・立案に、当事者が参画するしくみをつくる。
- ▷認知症になっても本人の意思が尊重される、「その人らしさを支える」ケアをすすめる。
- ▷適切なサポートで、外出や仕事など、本人の社会参加を支援する。
- ▷認知症高齢者の個人賠償責任保険に対する財政的支援を実現する。
- ▷認知症になっても活躍できる場、役に立てる場を地域につくる。
- ▷認知症を正しく理解する啓発を推進し、本人が安心して「ひとり歩き」できる地域づくりをすすめる。

\* **ケアラー**：ケアラーとは、心や体に不調のある家族や近親者・友人・知人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」などのケアを無償で行う人たちをいう。

\* **ユニバーサル・デザイン(UD)タクシー**：東京都は、環境性能の高いUDタクシーの導入補助事業を実施(2020年度まで)。利用者等からは車両構造などの課題も指摘されている。

## ◆「ケアラー支援」を制度に位置付ける

- ▷ケアラー（介護者）が自分の健康、生活、人生を犠牲にしなくてよいように、社会的支援のしくみをつくる
- ▷当事者や支援団体との連携で、ケアラーに対する社会的認知をひろめる。
- ▷教育、医療、介護、福祉、企業、行政など関係機関との連携で、ケアラーがSOSを出しやすく、相談しやすい環境を整える。
- ▷ダブルケア、老々介護、介護離職など、ケアラーが抱える複合課題に応じた支援システムを構築する。
- ▷ヤングケアラーの実態調査を実施し、相談・支援体制づくりに向けた方針を作成する。
- ▷ケアラー支援条例を策定する。

## ◆介護従事者の社会的・経済的地位を押し上げ、人材を確保する

- ▷コミュニティケアの要となる介護職への処遇改善と労働力相応の対価を実現する。
- ▷介護職員初任者研修を自治体が無料で開催できるよう、財政的支援を行う。
- ▷軽度者（要支援1、2）に対する生活援助の質を維持するため、自治体の生活支援ヘルパー研修向けガイドラインを策定する。
- ▷介護事業への転換、転職を積極的に後押しする支援・補助政策をすすめる。
- ▷介護ロボットやIT、AI導入は、介護従事者の負担軽減を目的に、財政支援をすすめる。
- ▷介護の質を確保するための評価を徹底する。

## ■ともに生きる社会をめざし、つながりあえるしくみをつくる

障がいがある、ないにかかわらず、女性も男性も高齢者も若者も性的マイノリティ\*の人も、すべての人がお互いの多様性を認め、生まれながらに持つ基本的人権・尊厳を大切に、支え合い、誰もがその人らしく生き生きとした人生を送ることができる社会をめざす。

障がい者権利条約は「私たちの事を私たち抜きで決めないで」(Nothing About Us Without Us)を合言葉に当事者が参加して作成、日本も批准して約6年が経過したが、社会の理解はすすんでおらず障壁はまだまだ山積している。

重度障がい者の命が奪われた「津久井やまゆり園」事件\*を二度と繰り返さないためには、障がいの有無によって分け隔てられることのない「共生社会」が鍵となる。小さな時期から一緒に育ち、学び、共に働くことを当たり前とすることで、社会の側にある差別や偏見をなくし、誰も取り残されることのない安心してくらしを社会を実現する。

また、新型コロナウイルス感染症によって、生きにくさを抱える人がさらに増えている。雇用が不安定なため働く場がなくなる、社会の側に問題があるにも関わらず、「自己責任」・「失敗できない社会」・「生産性による評価型社会」などの同調圧力を強く受け、ひきこもり、孤立していくのは将来ある若者である。東京都では30歳以下の自殺者が全体の約3割と高いことにも注視すべきだ。

一方、内閣府は、中高年層(40～64歳)を含め、自宅に半年以上閉じこもっている「ひきこもり」が推計61万3000人いるとの調査結果を発表。ひきこもりの長期化、8050問題、家族の孤立化が社会的な課題として浮き彫りになっている。

地域を基盤として、支援の中核を担う保健所専門職の人材確保と、関係機関や基礎自治体との連携の改善が急務になっている。ひきこもり当事者の意思や意向を丁寧に受け止め、本人・家族を丸ごとサポートする継続的な伴走型支援のしくみづくりが必要である。そして、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現をめざす。

## ◆ごちゃまぜになって働ける共生社会をつくる

▷ソーシャルファーム\* (社会的企業) を就労困難者(障がいやひきこもり、一時離職した人など働きづらさを抱えている人)の第三の働く場とし、就労をゴールとしない居場所を併設する。

▷仕事に人を合わせるのではなく、その人に合わせた仕事をつくり伴走支援することで、離職を防ぐ。

▷多様で柔軟な働き方を社会に生み出すために、超短時間労働を推進する。

\* 性的マイノリティ: LGBTQの方の総称として使われる。日本では約10%が該当するという調査結果がある。

\* 津久井やまゆり園事件: 2016年7月、神奈川県相模原市の知的障害者福祉施設にて、元職員が入所者19人を殺害、入所者・職員計26人に重軽傷を負わせた事件。

\* ソーシャルファーム: 企業的手法で障がい者を雇用、就労の場を提供する「社会的企業」。一般就労でも福祉的就労でもない、第三の雇用の場として、ヨーロッパを中心にひろがっている。

## ◆私たち抜きで私たちのことを決めないで！

- ▷障がい関係の予算編成過程に、障がい者団体の参加を実現する。
- ▷障がい者本人の意思決定と選択を尊重し、スムーズな地域移行・地域定着へつなげるための支援を拡充し、くらしの場を施設から地域へシフトする。
- ▷精神障がい者の医療保護入院(強制隔離)を人権尊重の観点から見直す。
- ▷不適切な薬剤使用(行き過ぎた多剤投与)を防止、対話による治療法「オープン・ダイアログ」\*など、入院や薬に頼らない精神医療をすすめる。
- ▷障がいと女性という複合差別が指摘されていることから、障がい者の女性の権利を保障する。

## ◆多様な価値観が認められ、誰もが自分の持てる力を発揮できる社会をつくる

- ▷移動支援を通勤に使えるしくみにし、障がい児・者等の社会的自立をすすめる。
- ▷自らの経験を生かせるピアサポーターの育成で、仲間同士の支え合いをすすめる。
- ▷病名でなく症状を支援するしくみへ改善、難病のタニマー（制度と支援の谷間）\*をつくらない。

## ◆小さなSOSを見逃さない、若者のいのちを守る社会をつくる

- ▷若者の社会参加の機会をひろげ、まちも若者もエンパワメントする東京にする。
- ▷若い世代の意見を政策に反映させる「(仮称)東京・若者会議」をつくる
- ▷自立に向けたスタート機関を応援するため、家賃補助制度を創設する
- ▷リカレント教育\*の実現で、何度でも学び直しのできる社会をつくる。
- ▷生き難さを抱える若者を支える民間団体への支援を拡充する。

## ◆権利擁護、成年後見制度\*を拡充、その人の意思決定を最後まで支援する

- ▷成年後見制度を誰でも利用できるよう制度・運用を改善、意思決定支援を保障する。
- ▷伴走型支援と本人の意見をアドボケイトする機関の整備・充実を推進する。
- ▷市民後見人の育成のための研修を充実させるとともに、市区町村職員向けの研修や、担い手の確保のための担い手育成研修を推進する。
- ▷低所得の高齢者・障がい者に対する成年後見制度の申し立て費用や報酬の助成等を実施する。

\* **オープン・ダイアログ**：精神疾患当事者や家族を繰り返しの対話を通して症状緩和をめざす療法。手法だけでなく実践のためのシステムや思想をさす。

\* **タニマー**：難病を抱えながらも病名が定まらないため、支援制度の谷間に陥り医療的にも生活的にも困難を抱える人。

\* **リカレント教育**：義務教育や基礎教育を終えて就労してからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システム。

\* **成年後見制度**：精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が不十分で人が不利益を被らないように援助してくれる人をつけてもらう制度。

## ◆安心できる居場所や、ひきこもり当事者と家族を支えるネットワークをつくる

- ▷就労だけをゴールとしない支援をすすめ、当事者理解と居場所・フリースペースへの財政的支援を拡充する。
- ▷ピアサポート\*グループへの財政的支援を拡充する。
- ▷本人・家族が孤立しないよう、コミュニティ・ソーシャルワーカー\*など社会とつなぐ専門職を拡充する。
- ▷テレワーク\*やオンライン会議などICT技術を活用し、職の選択肢を増やす。

\* **ピアサポート**：「ピア」は仲間という意味。同じような立場にある者同士が体験を語り合い、回復をめざす取り組みのこと。

\* **コミュニティ・ソーシャルワーカー**：公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題（ごみ屋敷、ひきこもりなど）を抱える人を支援するために、調整やコーディネートを行ったりする役割を担う。

\* **テレワーク**：ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる働き方。

## 住まいの確保と空き家対策を充実させる

住まいの問題は本来、福祉政策と住宅政策が一体のものとして考えられるべきであるが、日本では福祉政策としての住宅の問題が軽視されてきた。今回のコロナ禍で、路上やネットカフェなどでくらす生活困窮者の実態が、浮き彫りとなった。住まいがないことは日々の安心な生活が得られないことに加え、住民票がないと公的支援の利用や求職にも支障をきたすという悪循環をもたらす。人が生きていく上で最も重要なのは安全な住まいの確保であり、同時に必要な支援体制の整備により、すべての人の生活や尊厳が守られるしくみづくりが求められている。

住宅セーフティネット法では既存の賃貸住宅や空き家・空き室を有効活用し、高齢者、子育て世帯、低所得者、障がい者、被災者、外国人などの住宅確保要配慮者\*が入居しやすい賃貸住宅の供給促進をはかることとしている。東京都が公営住宅を拡大する姿勢を見せない中、空き家等を活用した多様な住まいの提供は有効であるが、建築基準法の壁や都内では低廉な家賃での供給が厳しい状況があり、要配慮者向けの住宅確保には十分な施策が展開されているとは言い難い。国・都・基礎自治体との縦の連携と福祉部門や住宅部門、さらには民間の関係機関の横の連携によって、より実効性のある施策の充実を求めていく。

### ◆住まいは人権！すべての人にくらしの基盤を

- ▷住宅と福祉の連携で、生活支援と一体となった住まいを確保する。
- ▷住まいの困りごとを解決していくための「居住支援協議会」の支援内容をわかりやすく周知し、機能させるための財源を確保する。
- ▷空き家や民間賃貸住宅の空き室を借り上げ、ステップハウス\*や自立援助ホーム、グループホームなどに活用し、自立を応援する。
- ▷新型コロナウイルスによる経済状況の悪化への対策として、住居確保を保障するための東京都独自の支援策を設ける。
- ▷住宅確保要配慮者が公営住宅並みの家賃で入居できるよう、家賃補助制度を設ける。
- ▷若者への住宅支援として、空き家・空き室を活用したシェア居住に財政的支援を行う。

### ◆空き家等の利活用の障壁を取り除く

- ▷空き家・空き室の、地域の居場所なども含む福祉的活用を促進するため東京都に空き家利活用条例をつくる。
- ▷必要な耐震やリフォームなどに補助制度を拡充し、空き家活用を促進する。
- ▷空き家・空き室活用による東京都独自の公的な住宅確保のしくみをつくる。

\* **住宅確保要配慮者**：住宅セーフティネット法により住宅を得ることを困難とされている低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など。

\* **ステップハウス**：潜在的に住まいを失うリスクを抱えた人々（DV被害者やホームレス状態の人等）が、アパート入居や就職活動など、次の「ステップ」への一歩を築く間安心して使える住居。

## 経済を地域で循環させ、仕事も生活も大事にできる働き方改革を実現する

女性の就業率が70%を超え、働く女性は増えたが、その約6割は不安定な非正規雇用で、賃金格差が解消されていない。また、共働き世帯は増えたが、男性の家事・育児にかかる時間は依然として諸外国に比較すると少ない。この問題は世界一長いと言われる男性の長時間労働の問題を是正し、誰もが人間らしい生活をしていけるディーセント・ワーク\*の実現なしには解決しない。

コロナ感染対策でテレワークが広がり通勤ありきの働き方の見直しがなされつつあることは、都心部だけを経済圏とする価値観を転換するチャンスともいえる。一方で家事・育児の負担が女性に偏り、夜中に仕事をしなくてはいけなくなったり、在宅であるがゆえに結果的にさらなる長時間労働につながるなどの課題も出ている。

コロナ禍でクローズアップされている働き方の問題は、それ以前から課題であった長時間労働、正規非正規の格差、家庭内での家事分担などが露呈しているにすぎない。正規雇用=残業ありきの長時間労働、非正規雇用=待遇が不平等の短時間労働、という発想や雇用慣行をあらため、誰もが生活時間を充分にとれるワーク・ライフ・バランスを実現することが求められる。

東京都では、2020年ソーシャルファーム条例を策定し、就労に困難を抱える人が共に働ける社会的事業への支援が動き出そうとしているが、多様な人々が働きながらエンパワメントできる場になっていくかは市民の手にかかっている。

今後、コロナ禍の経済の冷え込みで失業者は増えると思われ、新たな発想で経済を回していくことが求められている。生活者ネットワークでは、かねてより地域資源を活かしつつ自治体間連携を強め分散型での循環経済へ転換していくことを提案し続けている。いまこそ、IT産業やインバウンド\*など一部の産業頼みの経済発展ではなく、一人ひとりが幸せになるための多様な事業を細やかに創り出していける地域経済の実現が必要である。

### ◆多様な働き方とくらし方により、仕事と生活時間をシェアする

- ▷長時間労働を見直し、通勤時間がないテレワークやワークシェアリングをすすめるため、コワーキング・スペース\*やサテライト・オフィス\*の設置を支援する。
- ▷雇用の機会をさまざまな人材にひろげ就労のチャンスを増やすために、新卒・一括採用を見直し、通年採用をひろげる。
- ▷男性が十分に育児に関われる育児休暇制度取得を義務化するパパ・クオータ制の導入をすすめる。
- ▷時間の使い方の選択として短時間勤務など、正規雇用でも時間を選んで働くことができ、キャリアアップも可能にするパートタイム正社員の導入をすすめる。

\* **ディーセント・ワーク**: 働きがいのある人間らしい仕事、人間らしい生活を継続的に営める労働条件のこと。

\* **インバウンド**: 外国人が日本を訪れる旅行のことをさし、日本語では「訪日外国人旅行」「訪日旅行」。

\* **コワーキング・スペース**: 専用の個室ではなく共有型のオープンスペースで仕事をする場。他の利用者とのコミュニケーションをはかれるのが特徴。

\* **サテライト・オフィス**: 企業や団体が本拠地とする事務所・オフィス、拠点オフィススペースなどとは別の、離れたところに設置された仕事場。

## ◆同一価値労働同一賃金を実現する

- ▷誰もが安心してくらすことができるよう最低賃金をあげるとともに、同一価値労働同一賃金を実現する。
- ▷ひとり親家庭や単身女性向けの就労支援制度をつくり、非正規雇用から正規雇用への転換をはかる。
- ▷公的事業の質を継続的に保てるよう、会計年度任用職員や委託先職員の専門性を担保し、雇用の安定を図り、官製ワーキングプア\*をなくす。
- ▷ライフラインを支えている仕事(エッセンシャル・ワーク) \*において、安定した雇用継続ができるよう支援する。
- ▷官民連携事業を市民にとって最善の形で実現するため、委託や指定管理事業で働く人の雇用条件を担保するため、公契約条例をつくる。
- ▷NPO等と行政の対等な関係、信頼性を基にした市民協働事業で地域を豊かにするために、市民協働条例をつくる。

## ◆市民力を活かした地域循環経済を創造する

- ▷新たに制定された「労働者協同組合法」を生かし、ワーカーズ・コレクティブ\*など、雇われない、多様な働き方を支援する。
- ▷多世代交流と生きがい就労を生み出す居場所カフェなど、多様な地域コミュニティづくりを支援する。
- ▷市民出資や市民金融で、市民の活動を支援するしくみをつくる。
- ▷就職が困難な人の働ける場を地域に生み出す社会的企業など、共に働く場としての「ソーシャル・ファーム」を育てる。

## ◆くらし優先の地域循環型経済への転換をはかる

- ▷自治体連携で食やエネルギーの地域内自給をめざし、雇用の場を創出する。
- ▷働いている人も含め事業が継続できる持続可能な社会的企業のあり方を市民発信で提案する。
- ▷IR（統合型リゾート）\*・カジノに反対し、市民のくらしを優先する地域循環経済をひろげる。

---

\* **官製ワーキングプア**:収入や待遇などの面で不遇な状況にある、国や地方自治体等の公的機関で働く非正規雇用の労働者。

\* **エッセンシャル・ワーカー**:社会生活を営むうえで必要不可欠な仕事に従事している人たち。食料の生産や医療や物流などに携わる労働者などをさす。

\* **ワーカーズ・コレクティブ**:同じ思いを持った仲間が集まり、事業に必要な資金を出資し、地域社会に必要なものやサービスを提供する、非営利市民事業として起業する働き方。

\* **IR**: Integrated Resort. カジノ、国際会議場、展示施設、ショッピングモール、レストラン、ホテル、映画館、劇場等の設備が一体となった複合施設。

## あらゆる災害を見据え減災のまちづくりをすすめる

東京都を含む首都圏では直下型地震の発生への備えが言われ続けてきたが、ここ数年で気候変動による巨大台風での風水害が現実のものとなっている。2019年の台風19号では、世田谷区・狛江市・調布市・多摩市など都内の多摩川流域での洪水被害は記憶に新しい。また、ゼロメートル地帯\*が多い東京東部の、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区では江東5区広域避難推進協議会を設置し、都内西部の多摩地域や県外への避難を提唱するなど新たな動きも出ている。

そこに新型コロナウイルスの流行という災害も加わり、避難所での感染症予防という具体策のみならず、都市への一極集中や気候危機、温暖化防止というこれまで提起してきた課題の解決に向けた抜本的改革が突きつけられている。

まちづくりの側面では、スーパー堤防や河道掘削に象徴されるような洪水を防ぐためのハード整備・強化には限界がある。都市のコンクリート化(グレーインフラ)の発想による防災・減災ではなく、緑地をできるだけ残し街なかに降った雨水を貯めてゆっくり川に流すためのグリーンインフラの整備の効果に改めて着目する必要がある。ダムや堤防に押し込めるのではなく、広域連携で水の流れをよみ対策する流域治水の考え方で、田畑や樹林という形での緑地整備をすすめる洪水対策は地球温暖化防止策にもつながる。また、感染症予防に必要な密集の状況を避けるためにも、過密都市東京を脱却し分散型社会への転換を行いながら、東京の将来を見据えた都市計画のあり方も求められる。

地震も水害もいつ起きてもおかしくない。避難所整備とともに急ピッチで施策をすすめていかなければならない。

### ◆洪水からくらしを守る

- ▷土砂災害を未然に防止するため、斜面地や浸水地域の宅地開発を規制する。
- ▷ハザードマップ\*での洪水発生地域での住宅建築に対しては、高床式や雨水貯留・浸透設備を標準仕様とし補助金を出す。
- ▷道路に降った雨水を歩道の植栽に入れて地下浸透させる工法(CSO工法)で、下水管や雨水管に入る雨水をできる限り少なくする。
- ▷洪水対策の観点から広域連携による緑地保全計画を策定し流域治水を行う。
- ▷水害対策として、より高い場所への避難という原則により、3階以上への垂直避難を取り入れ避難計画に位置付ける。

### ◆都市型災害に備える

- ▷地球温暖化防止のため、東京湾から都心に向けた水と緑のつながりで風の道を確認し東京を冷やす。
- ▷住宅の耐震改修を東京都の支援で拡充する。
- ▷災害廃棄物について、東京都が広域的に支援する体制を整える。
- ▷危険なブロック塀を撤去し、生け垣(接道部緑化)にする場合に助成を行う。

\* **ゼロメートル地帯**：海岸付近で標高が高くなく、満潮時に海面より低くなる地帯のこと。集中豪雨、台風、地震による被害が起きる可能性が高い。

\* **ハザードマップ**：被害が想定されるエリアや避難する場所などを表示した地図で、区市町村ごとに作成されている。

## ◆地域防災力をつける

- ▷災害受援計画\*、小学校単位の地区防災計画、災害時要配慮者\*利用施設の避難確保計画をつくる。
- ▷都立公園を広域避難の対象にし、かまどベンチ\*は市民参加で定期点検する。
- ▷感染症予防を考慮し、避難所の1人当たりの面積を4㎡に引き上げる。
- ▷避難所へのベッドや家族単位で使用できるテントの配備をすすめ、体育館での雑魚寝から脱却する。

## ◆エネルギー分散で災害時に備える

- ▷校舎や公共施設の太陽光発電パネルは、停電時電力を取り出せる自立運転機能を標準装備にする。
- ▷蓄電技術の進展に合わせ、停電時も夜間も電力を取り出せる電力自給システムを構築する。
- ▷電源の地域自立をめざし、携帯型発電パネルなどの周知を行い、停電時の自前電源を確保する。

## ◆女性の視点や、多様なニーズへの配慮の視点で、災害時に備える

- ▷市区町村と合同の要配慮者を含めた住民参加型の防災訓練を増やし、障がい種別ごとの対策を充実させる。
- ▷東京都の「避難所運営の指針」にスフィア基準\*を位置付けるとともに、DVや性暴力防止等の取り組みについて明記する。
- ▷福祉避難所の現状の課題を踏まえ、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に対策等を盛り込む。
- ▷外国人や障がい者、子どもにもわかりやすい「やさしい日本語」を、広報や表示に活用する。
- ▷母子避難スペースの確保など、常に、多様なニーズへの配慮の視点で、避難所を運営する。
- ▷ペット同行避難について、地域住民の理解を得られる対策を立て、日常的な訓練に活かす。

\* **災害受援計画**：大規模災害発生時に、他の地方公共団体や民間団体等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための計画。

\* **要配慮者**：高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など。

\* **かまどベンチ**：普段はベンチとして使用し、災害時には座る部分はずすと「かまど」になる。これで火を起こして、炊き出しなどができる。

\* **スフィア基準**：紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的に策定された国際基準。正式名称は、「人道憲章と人道対応に関する最低基準」。

## いのちが大事。いまこそ、持続可能なまちづくりに転換する

経済発展の場として東京をみるのではなく、自然を守りいのちを育む都市環境をつくるのが災害にも強く人にやさしい持続可能なまちをつくっていく、という発想で環境政策を提案する。

### ■東京をグレーインフラからグリーンインフラのまちへ

近代化・グローバル化の波は地球環境にさまざまな歪みをもたらしている。地球温暖化、気候変動、自然環境汚染、絶滅危惧種の増加、そして新型コロナウイルス感染症など未知の疫病拡大など、歪みはすでに現実の問題として目の前に立ちはだかっている。

こうした動きを「一過性の災厄」と捉えるのではなく、地球環境危機の現れと位置付け、市民が自ら政治課題としていくことが必要である。自然環境を修復し生物多様性を維持するためには、「人間が自然を資源として利用する」のではなく「人間も生態系の一員として自然と共存する」という考え方をひろめ共有しなければならない。

2020年に予定されていた東京オリンピック・パラリンピックはコロナパンデミックにより延期された。この年から減少に転じると予想されていた東京都の人口は増加し続け1400万人を超えた。感染症や気候変動による巨大台風や豪雨水害など自然災害が、人口密集の巨大都市に及ぼす影響は脅威である。東京都は「都市づくりのランドデザイン」の中で40年代のめざすべき東京の都市像を打ち出しているが、経済繁栄だけでなく自然環境を基盤にした分散型の地域社会づくりが急務である。

東京全体を俯瞰し、開発をコントロールし生産緑地についての検証や市街化地域、市街化調整地域の線引きの見直しも併せ、全体的なデザインを描き直すことが必要である。自然をコンクリートで固めるグレーインフラの発想から脱却し、緑地と土壌という自然の力を活かしたグリーンインフラの整備によるまちづくりをすすめることで未来の希望あふれる東京をつくりたい。

また、海洋プラスチックによる環境破壊は国際問題に発展し、19年に日本で開催された20カ国・地域首脳会議(G20大阪サミット)では、50年までに海洋プラスチックごみ(廃プラ)をゼロにすることを決めた。20年7月からレジ袋の有料化がスタートしたが、生産者責任の明確化とごみ処理の脱焼却への方向性の確認と具体的な道筋が示されていない。巨大消費地である東京での政策影響は大きく、生活者ネットワークがかねてより警鐘を鳴らしてきたことに社会が追いつきSDGs(国連の持続可能な開発目標)が唱えられるようになった今こそ、あらためて東京という大都市のあり方を見直したい。

## ◆都市計画のあり方を見直す

- ▷道路整備は新設よりメンテナンスを優先し、40年以上経過した未着手の都市計画道路は、市民参加で点検し必要のない道路計画は廃止する。
- ▷車優先の道路づくりを見直し、歩行者・自転車を優先した道路整備をすすめる
- ▷都心へのアクセスという発想だけでなく、高齢者や障がい者が移動しやすい公共交通というユニバーサルデザインの発想でインフラを整える。
- ▷上水道や下水道事業は、生活に不可欠な公共インフラとして維持管理を優先し、社会的責任として民営化の対象にしない。
- ▷公共施設の維持・更新は、将来への負担を考慮しながら施設の複合化・多機能化、減築も視野に入れ、市民合意、ソーシャル・ミックス\*の視点をもった市民参加ですすめる。
- ▷羽田空港の増便とルート変更については、生活環境の安全性を最優先し市民の声をもとに見直す。
- ▷環境破壊と東京一極集中回避の視点からリニア新幹線に反対する。

## ◆省資源・省廃棄で、ごみ問題を解決する

- ▷すべてのプラスチック資源の活用を拡大生産者責任によって実現し、使い捨てプラスチックの生産や使用の抑制にもつなげる制度を構築する。
- ▷ごみになるプラスチックを使わない、エシカル\*消費をさらにすすめる。
- ▷公的会議でのペットボトル使用を禁止する。
- ▷マイボトルの普及をすすめペットボトル削減をすすめるため、ボトルディスペンサー式水飲栓(みずのみせん)を都内の駅や公共施設を増やす。

## ◆生物多様性を保全し東京の自然を守る

- ▷環境基本計画の改定にあわせ、市民参加で東京の生物多様性地域戦略をつくる。
- ▷都内の里山を保全する整備計画を自治体連携で策定する。
- ▷森林環境譲与税\*を活用し東京の緑を増やす。

\* **ソーシャル・ミックス**:さまざまな階層の人がひとつの地域に居住することを理想とする都市計画上の概念。

\* **エシカル消費**:エシカルとは「倫理的」という意味で、人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。

\* **森林環境譲与税**:市町村による森林整備に必要な財源を確保するために創設。課税は2024年からだが、この財源を活かした取り組みは全国各地で始められている。

## ■原発ゼロ・エネルギー自立都市と温暖化ストップをめざす

2019年10月に日本原子力文化財団が行った世論調査では、今後、利用・活用していけばよいと思うエネルギーは、太陽光発電(75.5%)、風力発電(62.8%)、水力発電(51.8%)と続き、原子力発電(16.3%)は8位でその下に石炭火力・石油火力が続いている。また原子力の利用については徐々に廃止と即時廃止の合計が60.6%、維持と増やしていくべきは11.3%と少数である。しかし、政府はこうした世論の声を無視し、再生可能エネルギーを拡大する方針はとっていない。

東日本大震災での福島原発事故から10年近く、事故の教訓はもとより、気候変動が現実の課題となっている今、温暖化防止のためにも再生可能エネルギーへのシフトと脱原発の方針は待ったなしの政治課題である。

温暖化問題についてはスウェーデンの環境活動家グレタ・トゥーンベリさんの声に共鳴し世界中で若者の動きが高まった。東京都議会でも19年、学生団体が気候非常事態宣言を都に求める請願を出し、結果は継続審議となったが関心の高まりを見せた。とりわけパリ協定に基づくCO<sub>2</sub>削減ー2030年までの10年でCO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスを半減できるか具体策が問われている。

東京都は「ゼロエミッション東京戦略」を発表し、気候変動への適応とプラスチック削減を打ち出した。実効性のある積極的な動きとなるか具体策の提案とチェックが必要だ。エネルギー自立都市・東京を実現するためには、「RE100\*」を目標に掲げ公共施設や庁舎の電力調達に再エネ由来の電気の導入することをめざし、まずは電力調達に係る環境配慮指針の見直しが必要である。東京・生活者ネットワークが環境団体と連携して実施した「東京都内の自治体の電力調達の状況に関する調査2020ー環境配慮・地域経済循環のためにー」では、財政上の制約から価格重視になる傾向がみられた。再エネ推進に向けた調達になる入札基準を提案していくことが重要となる。また、連携する自治体から再エネ電気を購入することも効果的である。

次の世代に責任ある未来をつなぐために、引き続き原発ゼロと再生可能エネルギーの利用拡大を重要政策に掲げ、実現に向けた取り組みを提案する。

### ◆地球温暖化と気候変動を東京からストップする

- ▷エネルギーの大消費地として温室効果ガス排出抑制を積極的に行うため、ゼロエミッション宣言で2030年50%削減の目標値を定め地球温暖化防止をすすめる。
- ▷ゼロエミッション宣言の実現に向け、若者との連携による啓発事業を実施する。
- ▷新しい公共施設は省エネと創エネを前提としたネット・ゼロ・エネルギービル\*にすることを義務化する。

### ◆再生可能エネルギーの利用を拡大する

- ▷自治体は事業所として「RE100」をめざす。
- ▷電力調達に係る環境配慮指針の評価基準の見直しを行い、再生可能エネルギー導入をすすめる。
- ▷連携(交流)自治体がつくる再生可能エネルギー購入により創エネを促進する。

\* RE100:事業運営を100%再生可能エネルギーで調達すること

\* ネット・ゼロ・エネルギー・ビル:Net Zero Energy Buildingで略称はZEB。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることをめざした建物のこと。

## ◆再エネ利用と省エネで温暖化防止と原発ゼロを実現する

- ▷脱原発をめざし原発再稼働には反対する。
- ▷世界最大規模の東京電力柏崎刈羽原発の再稼働は認めない。
- ▷首都圏に一番近い老朽原発・日本原電東海第二原発は廃炉に！
- ▷「カーボンゼロ(2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明)自治体」を増やす。
- ▷石炭火力発電をゼロにする。
- ▷地域でエネルギーを創りだすため、市民電力などさまざまな主体による創エネ事業の立ち上げを支援する。

## ■安全な生活環境は子ども基準で

生活者ネットワークは、化学物質や放射能、電磁波など科学技術による健康や環境への影響について、未然防止の視点での対策を提案し続けてきた。便利さや経済性だけを優先する中で、かつては合成洗剤による河川の汚染対策としてのせっけん利用を推進してきたが、最近では過剰な除菌や消臭ブームで香料や過剰な消毒による化学物質過敏症という新たな課題も発生している。新型コロナウイルス感染症の流行でこの動きには拍車がかかっており、生活者ネットワークの提案で実現した「東京都化学物質の子どもガイドライン」についても、こうした新しい課題への対応が求められる。

一方で、PRTR法（化管法）\*見直しでせっけんの成分が第一種対象物質候補になるなど、合成洗剤を減らすために石けんの使用をすすめる運動への影響が予想される。また、デジタル化に向けた動きが世界的にすすむ中で、5Gの登場でこれまでの電磁波問題が解決しないまま次のステップへの移行が始まっている。有害物質による健康や環境への影響被害をなくしていくことは国際的にも当然の流れであり、国連のSDGs（持続可能な開発目標）でも有害物質や大気、水質、土壌の汚染による疾病や汚染を大幅に減らしていくことはさまざまな形で言及されている。健康影響への対策としては子ども基準で未然防止の視点で対策を講じ、次世代への責任を果たさなければならない。

### ◆有害化学物質を環境中に拡散させない適正な処理体制をつくる

- ▷新たな化学物質過敏症を防止するため、柔軟仕上げ剤、消臭剤等を「家庭用品品質表示法」の指定品目にする。
- ▷香料の成分表示を消費者にわかりやすい表記で行うことを義務付ける。
- ▷人体に有害なグリホサート等を主成分とする除草剤を子どもが接する学校や公園、通学路において使わない。

### ◆安全な生活環境を確保する

- ▷携帯電話のアンテナ基地局の設置について住民説明会の開催や場所の公開など情報公開を義務付け、電磁波測定による数値を公表する。
- ▷5G\*の導入に際しては、子ども基準の「電磁波対策」を早急に構築したうえで幼稚園、保育園、学校など子どもに関わる施設への基地局の設置は禁止する。

### ◆環境学習に取り組む

- ▷新たな科学技術に対してはメリットだけでなくデメリットも共に知って選択するためのリスク・コミュニケーションを行う。
- ▷商品についての情報を知る消費者としての権利を徹底させ、情報公開をすすめる。

### ◆原発事故から10年の放射能汚染対策を検証し今後の安全安心につなぐ

- ▷原発事故による影響を正しく知り対策をとるため食材の放射能測定を継続する。
- ▷東京都地域防災計画の「放射能対策」に、子どもへの配慮を明記する。

\* **PRTR法**：特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）。事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律。

\* **5G**：「5th Generation」の略で、「第5世代移動通信システム」を意味する。高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続という3つの特徴を持つ。

## 食の安全にこだわり都市農業を守る

東京都では2005年からの10年間で1210haの農地が喪失している。生産緑地は相続税納税のためにやむなく売却される状況が続いており、2022年問題\*によりさらなる減少が懸念される。食料としての農産物は巨大消費地である東京都内で賄うことは難しいのが現実である。少しでも自給率を上げることやコンクリートに固められた大都市でグリーンインフラとしての農地は、雨水を浸透させる土とみどりとして維持していくことが重要である。また、一定面積のある避難場所としての土地の確保や少しでも自給率を高めるための食料調達という意味もある。こうした防災の視点や市民の生活を豊かなものにする景観保持も併せ、東京での都市農業を守る必要性は高まっている。

22年の生産緑地登録期限問題に対しては、都市農地貸借円滑化法により他団体や農業者への貸与が可能となっており、施策促進により農地を農地として残すための支援を自治体が行うことが求められる。学校給食での利用促進をはじめとして地場野菜の流通を促進することを引き続き提唱したい。

国の動きとしては経済効率優先の種子法廃止、種苗法改正の課題があり、ゲノム編集や有害農薬の問題も併せ食の安全を脅かす規制緩和を許さない市民の声を届けていかなければならない。

### ◆都市農業を保全し、多面的な機能をまちづくりに活かす

- ▷2022年の生産緑地登録期限問題に対応し、都市農地貸借円滑化法により、他団体や農業者への貸与を促進し、農地を農地として残す。
- ▷防災や、景観保持のための必要性を再確認し、学校給食での地場野菜の流通を促進する。
- ▷雨水浸透とみどりによりヒートアイランドを抑制し、気候変動にも対応できる都市農地を保全する。
- ▷災害時の防災空間、地産地消、コミュニティ形成、福祉との連携など、多面的な機能をもつ都市農業を支援する。
- ▷女性や若者、障がい者の活躍の場として働きやすい環境をつくる。
- ▷生産緑地は持続可能な都市農地として先を見据えた制度改正をすすめる。
- ▷都市農業者の種子に対する権利を確保する。
- ▷消費地に身近な農業で福祉との連携を実現する。
- ▷給食への地場野菜や有機栽培農産物の導入をすすめ、良質な食を子どもたちに提供するための無償化をすすめる。

\* 2022年問題：1992年の生産緑地の指定から「30年」が経過し、その優遇と制約の期限が切れる（生産緑地の指定が解除される）。三大都市圏特定市（東京23区、首都圏・関西圏・中部圏の政令指定都市）のうちの約8割が2022年が期限となるとみられる。

## ◆無農薬・低農薬の都市農業をすすめる

- ▷安全な地場野菜の学校給食への導入をすすめるために、生産から流通までのシステムづくりを支援し、自治体間の連携をはかる。(資金も含めた支援)
- ▷学校給食への地場野菜の活用から始め、オーガニック給食実現をめざす。
- ▷東京都エコ農産物認証制度\*を農業者が使いやすく、消費者にとっても利用しやすいようにさらなる検討を求める。
- ▷農地バンクの課題を調査し、農地保全に取り組む。
- ▷フードマイレージ\*について学習し地産地消への理解を深めるなど、食農教育をすすめる。
- ▷「都市農業推進条例(仮称)」をつくる。

## ◆地域に根づいた農産物を守る

- ▷多様な種子の持つ価値や豊かさ、可能性などについて当事者を交えた議論を深め、地域に根差した農業や地産地消の推進を支援する。
- ▷伝統野菜など重要資源の維持支援策や在来品種の調査を行い、シードバンク\*の設置を求める。

## ◆食の安全を脅かす規制緩和は許さない

- ▷東京都食品安全推進計画に、消費者が主体的に選択できるような食品表示の適正化、健康被害・悪影響の未然防止・拡大防止、新たなリスクに対応するための迅速な見直し等の視点を盛り込む。
- ▷都の地域特性に応じた独自の食品安全確保策として、ゲノム編集食品の表示を義務付ける。

\* **東京都エコ農産物認証制度**：土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都の慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度。

\* **フードマイレージ**：食料の輸送距離で、食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかった「重さ×距離」で表される。フードマイレージが大きいほど、たくさんのエネルギーが使われ、多くの温室効果ガスが排出されていることになる。

\* **シードバンク**：植物の種子を、遺伝子資源、遺伝的多様性および種の保存を目的として保存する施設。

## 市民自治をすすめ足元から平和をつくる

地方公共団体の自治権を活用し、政治を生活の道具とするため私たちは活動を続けてきた。安倍政権以降、国の中央集権的な動きが強まっているが、コロナ対策をきっかけに、全国一斉休校の決定などその動きが顕著となる一方で、検査体制や外出自粛などの対策では知事の動きが目立ち、首長による専決処分\*も増え、議会の存在意義があらめて問われている。議会を身近なものにし、議会への市民参加により民主主義を成熟させる必要がある。

政治への市民参加の基礎となる情報公開に関しても、常に市民目線でのチェックと提案が必要である。国では文書改ざんや文書廃棄など民主主義の根幹を揺るがすような問題が発生している。東京都では市民の財産である行政情報の管理保存基準となる公文書管理条例が2017年に制定されているが、運用を充実させるとともに都内自治体の動きにつなげていきたい。

また、菅政権でのデジタル庁創設の動きに先んじて小池都知事は「東京都デジタルファースト条例」を制定、行政のデジタル化が急速に進もうとしている。デジタル技術が監視社会化や、行政による個人情報の濫用に使われないように注視していく。今まで政治に参加しにくかった人たちが声を上げたり、きめ細やかな行政サービスを誰ひとり取り残さないためのツールとして活用されているか市民によるチェックが求められる。

ヘイトスピーチやSNS上での個人攻撃に表れる差別の風潮に加え、新型コロナウイルス感染症の流行により社会の不安感が増し、「自粛警察」のように市民同士が監視し合う現象もみられる。自己責任と自助だけを強調する流れに対抗し、分断や孤立を乗り越え寛容と多様性を尊重する社会を創るため、市民がつながり、差別に反対し足元から平和を求めていく。

### ◆市民に開かれた市民のために働く議会を実現する

- ▷東京都議会に「議会基本条例」をつくる。
- ▷議会への市民参加として議場での請願者の趣旨説明を認める。
- ▷都議会の「議会改革検討委員会」に少人数会派も参加し、公開で議論をすすめる。
- ▷首長の専決処分をなくし災害時の迅速な対応ができるように通年議会を実施する。
- ▷現在は議員だけで構成されている議会の「情報公開推進委員会」等を、市民や有識者など第三者で構成するよう改革する。
- ▷都議会の仕事が市民にわかるように、複数選挙区を併せた広域で(3区3市程度)オンライン都議会報告会を開く。
- ▷ステーション投票所設置をすすめ、巡回バスなどに補助を出すなど、投票率アップのための取り組みをすすめる。
- ▷手話通訳や文字テロップ、音声ガイドの活用をすすめ、障がいのある人がアクセスしやすい都議会をつくる。

\* 専決処分:地方公共団体の議会が議決または決定すべき事項を、特定の場合に限り、地方公共団体の長が議会に代わって処理すること。地方自治法で定められている。

## ◆市民参加と情報公開で市民自治をすすめる

- ▷各自治体での公文書管理条例の制定をすすめ、公文書の管理と公開の制度を活用した市民の情報アクセス権を高める。
- ▷審議会等での議員委員の数を減らし、公募による市民委員を増やす。
- ▷NPO活動の活性化をはかるため、認証事務や指導監督に支援の姿勢で臨む
- ▷市民との協同事業を充実させ、公共的なサービス(居場所づくりなど)を当事者参加で実現していく。
- ▷地域における課題解決などをシティズンシップ教育の教材として活用し、若者や子どもの声を政策に活かす。

## ◆憲法を尊重し足元から平和をつくる

- ▷民族、ジェンダー、障がいの有無、出自などすべての差別や偏見に起因する、ヘイトスピーチ・ヘイトクライム\*の根絶に取り組む。
- ▷日米地位協定の見直しや、憲法の遵守など平和を求める市民運動を応援する。
- ▷オスプレイの配備に反対する。
- ▷横田基地の機能強化への反対と基地の情報開示を求め、最終的には基地の撤廃により周辺住民の安全にくらす権利を保障する。
- ▷基地跡地の利用に関して、市民の声を活かす。

\* **ヘイトスピーチ・ヘイトクライム**：ヘイトスピーチは、特定の民族や国籍の人々などを地域社会から排除しようとする差別的言動のこと。ヘイトクライムは人種、宗教、性に対する偏見や差別などが原因で起こる犯罪。憎悪犯罪。

## 補足説明

### 1. ジェンダー主流化

ジェンダー主流化とは、あらゆる領域・レベルの法律や政策において、男性および女性へ及ぼす影響を評価するプロセスのことで、女性政策を意味するのではない。最終的な目標はジェンダー平等であり、政策がどのように性別によって異なる影響を与えているかを分析し政策形成過程に反映するかを意味する。

### 2. スーパーシティ法(正式名称「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」)

国は成長戦略のひとつとして「世界で一番ビジネスがしやすい環境」の創出を目的に「国家戦略特区」を位置付け、大胆な規制・制度改革を行うための「国家戦略特別区域法」を2013年に制定した。特区は地方公共団体又は民間事業者等から提案され、国家戦略特別区域諮問会議等が制度設計を検討、了承されれば特定事業として展開される。19年3月現在で10区域あり、東京都の例としては「都市公園内における保育所設置の解禁」がある。国全体の経済成長につながらないまま、加計学園問題ではプロセスの不透明さが浮き彫りになった。

そのなかで、政府は、デジタル化による未来社会を先行実現する「スーパーシティ」構想を提唱し、より迅速・柔軟に域内独自で規制特例を設定できるよう、改正国家戦略特区法を20年5月に成立させた。「規制改革を伴う複数分野のスマート化を暮らしに実装し、社会的課題の解決をはかる」という趣旨で、①先端的サービスの事業者が国や自治体にデータ提供を求めことができるようにする、②複数分野の規制改革を同時かつ一体的に実現できるようにする、③「国による援助規定」を追加。府省間の協力、都市間の相互連携を強化する、などの法的整備を行い、『まるごと未来都市』の実現をめざすとしている。企業などの実施主体が医療・交通・金融などの各種サービスを丸ごと提供するという名目で、様々な個人情報を一元的に管理することが可能になる。

具体的な住民の合意形成の方法が法案に明記されていないことや、ビッグデータのAI分析による個人の行動軌跡が可能になるなど、プライバシー保護への課題が多い。

### 3. 児童虐待防止法・児童福祉法の改正

千葉県野田市や東京都目黒区などで、子どもへの「しつけ」を名目にした親による体罰による虐待死事件が相次いだことから、2019年6月に児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立した。主な内容は①児童の権利擁護(親や施設長などによる体罰禁止、児童相談所での一時保護の徹底、子どもへの意見聴取での配慮)、②児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化(児童福祉司の配置数の見直し、保護者への医学・心理的アプローチ、児相の設置促進、福祉事務所、DVセンター等との連携、自治体をまたぐ移転の際の児相間の情報交換など)。

この改正を受け政令で定める特別区が児童相談所を設置できるようになり、練馬区を除く22区が児相を創設することを表明した。20年4月には江戸川区、世田谷区、7月には荒川区が区立児童相談所をオープンした。

### 4. 東京都子供への虐待防止等に関する条例

子どもを虐待から守る環境づくりをすすめ、子どもの権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的に策定され、2019年4月に施行した。国の法改正に先んじて「保護者は、体罰その他の子どもの品位を傷つける罰を与えてはならない」ことを保護者の責務として明記した。ほかには児童相談所間の情報共有、子ども家庭支援センターや区市町村の機関との密接な連携と協働、里親制度・乳児院・児童養護施設・自立援助ホーム等の社会的養護事業の充実、などの内容が盛り込まれている。

### 5. 東京都「こども未来会議」

東京都は、「子どもが笑顔で子育てが楽しいと思える社会」の実現に向けて、海外等の先進事例も踏まえ、従来の枠組みにとらわれない幅広い視点で議論を行うことを目的として「こども未来会議」を設置した。第1回会議は「子どもが笑顔で子育てが楽しいと思える社会の実現に向けて——新型コロナウイルスがもたらした変化と課題を踏まえて」をテーマに、2020年9月に開催された。

「こども未来会議」が設置された背景には、『未来の東京』戦略ビジョン(19年12月)がある。ビジョンでは、

40年代にめざす東京の姿が示され、実現のために30年に向けて取り組むべき20の「戦略」の第1に「子どもの笑顔のための戦略」を掲げている。東京都として、子どもの目線に立ち、あらゆる負担の徹底サポート、子どもに身近な地域のまちづくりや政策を徹底支援、「チルドレンファースト」を社会に浸透することが明記された。戦略第2は「子どもの『伸びる・育つ』応援戦略」（新たな教育モデル、新しい時代を切り拓く人材育成、多様な学びの場の創出・一人ひとりをサポート）。

東京都が推進すべき重点テーマに「子どもが笑顔で子育てが楽しいと思える社会」が位置付けられたことには期待を寄せたいが、単なる子育て支援と教育改革に終わらせないために、子ども参加を実践し、子どもの権利保障の視点をもって施策を具体化するために、「こども未来会議」を進展させていく必要がある。

## 6. オンブズパーソン制度(第三者機関:子どもオンブズマン/子どもの人権オンブズパーソン)

19世紀初めにスウェーデンでできた制度で、専門的識見を備えた第三者(オンブズマン)により、苦情に対して中立的な立場で原因を究明し、問題を解決するしくみ。なかでも、いじめや差別・体罰、虐待などで苦しんでいる子どもを救済するための公的な第三者機関を子どもオンブズマン(スウェーデン語表記)、子どもオンブズパーソン(英語表記)などと呼ぶ。家族や教師とはちがった立場で子どもの話を聞き、子どもにとっての最善の利益を考えた解決方法を共に考える。

全国で初めての子どもオンブズは、1999年に設置された兵庫県川西市の子どもの人権オンブズパーソンで、2017年11月時点で条例に基づいた公的な子どもの権利擁護機関を設置しているのは33自治体(3県、19市(うち政令市3)、3特別区、8町)である。

## 7. ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、本来大人がすると想定されている家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のこと。ケアの対象は、主に障がいや病気のある親や高齢の祖父母、きょうだいで、他の親族の場合もある。子どもケアラーとも言い、18歳からおおむね30歳代までの「若者ケアラー」と区別する場合もある。

ケア責任が年齢や成長の度合いに不釣り合いで、客観的にみると支援が必要であるにも関わらず、本人だけでなく周囲も問題を認識できないことが多く、心身の発達や人間関係、勉強、進路などにも影響が生じることもある。

一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトが公立小中学校の教員を対象に行った調査では、新潟県南魚沼市の公立小中学校(2015年)では回答者の4人に1人、神奈川県藤沢市(16年)では回答者の49%が、これまで関わった児童・生徒の中で家族のケアをしているのではないかと感じた子どもがいる、と答えている。

厚生労働省は、これまで要保護児童対策地域協議会を対象に調査を2度実施してきたが(18年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」、19年度「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」)、20年10月に全国の教育現場を対象にした初の実態調査を行うと発表した。21年3月ごろ調査結果をまとめる方針。

## 8. 永続的な家庭環境(パーマネンシー保障)

虐待などの理由で家庭環境が整わず社会的擁護の対象になっている子どもは日本に約4万5000人いる(2017年厚生労働省)。このうち特別養子縁組や里親、ファミリーホームなど、家庭養育として育てている子どもは約6000人。日本の社会的擁護は、乳児院、児童養護施設などの施設養育が圧倒的に多いのが現状である。

国際的には、子どもには永続的な家庭環境を整える「パーマネンシー(永続性)保障」が必要で、生みの親による保障が困難な場合でも、養子縁組など一生続く親子関係の構築が望ましいとされている(09年国連「児童の代替的養育に関するガイドライン」)。

厚生労働省は17年、「新しい社会的養育ビジョン」を発表し、特別養子縁組の成立件数を5年間で現在の2倍の1000件にする数値目標を打ち出している。

「新しい社会的養育ビジョン」

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>

## 9. 東京都化学物質子どもガイドライン

東京都は、化学物質が及ぼす子どもへの健康影響を未然に防止するため、都独自の「子どもガイドライン」を策定している。生活者ネットワークの提案により実現した。

大人と比べ、子どもは、単位体重当たり、空気や水、食物の吸収量が多く、一般的に化学物質を代謝し無毒化する能力が劣る。さらに成長過程にあるため、化学物質が与える子どもへの影響は大きい。これまで、「鉛ガイドライン・塗料編」(2002年)、「室内空気編」(03年)、「殺虫剤樹木散布編」(04年)、食事編(04年)を策定。中でも、鉛ガイドライン策定後は、公園などの塗料が鉛フリーに変わるなど、一定の役割を果たしてきた。

ただ、その後も「香害」など新たな化学物質問題は発生、その課題に対応できていないとはいえず、生活者ネットワークとして見直しや追加の必要性を指摘し続けている。

## 10. インクルーシブ教育

1994年「特別なニーズ教育に関する世界会議」において、障がいのある子どもを含めた万人のための学校を提唱した「サラマンカ宣言」が採択され、これを契機に「インクルーシブ教育」の概念が広がった。障がい者権利条約でも、締約国には「あらゆる段階のインクルーシブな教育制度および生涯学習を確保する」ことが求められている(24条)。

日本も条約批准のために障がい者制度改革を行ったが、教育については「インクルーシブ教育システムの理念が重要」としつつも、「通常学級、通級指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要」と、従来の特別支援教育の説明にとどまっている(2012年「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」)。

さらに、文部科学省は、特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定するとともに、集中的な施設整備に取り組む方針を固めたが、背景には在籍者の増加に伴う教室不足の解消がある。もちろん、教育環境の改善は必要だが、手厚い教育を求めて特別支援学校への希望者が増加している傾向は、インクルーシブ教育が定着していない状況を物語っている。重要なのは、一人ひとりの子どもの教育ニーズを、“最大限統合された環境のもとで実現し受け入れる”教育システムである。特別支援学校で蓄積された教員の専門性を地域に開放し地域の学校を変えていく、学校教育における作業療法士の導入など、教育全体へのアプローチが求められる。

## 11. 東京都におけるジェンダーフリー・バッシング

男女平等参画の根幹である「ジェンダーフリー(従来の固定的な性別による役割分担にとらわれず、男女が平等に、自らの能力を生かして自由に行動・生活できること)」という理念について、「過激な性教育や性行動をもたらし、日本の伝統的な価値観を壊す」と批判することをジェンダーフリー・バッシングという。東京都においては1990年代末にはすでに都議会において女性政策への批判が始まっており、2003年の七生養護学校性教育への都議および都教育委員会介入事件により、教材没収や校長の懲戒処分が行われ、性教育の実施へ大きな影響を与えた。04年には「ジェンダーフリー不使用の見解」の発表とジェンダーフリーに基づく男女混合名簿作成を禁止する通知などが行われた。

05年自民党の「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」(安倍晋三座長)は「ジェンダーフリー」という言葉そのものの使用をやめること、正式な文書での使用を行わないように政府に求め、公的機関による「ジェンダーフリー」のタブー視や地方自治体の公文書からの「ジェンダー」削除、男女共同参画条例の改正などが行われた。この一連の流れを「ジェンダー・バッシング」という。また、男女平等や男女共同参画、ジェンダー運動などの流れに反対する運動・勢力を、「バックラッシュ」と呼ぶ。

この動きは「#Me Too」「#With you」運動などの流れの中で変化しつつあり、現在策定中の内閣府第5次男女共同参画基本計画案では「ジェンダー平等」の言葉が多く使用されている。

## 12. 東京都「性教育の手引き」と教育指導要領

日本の性教育は、1980年代のエイズをきっかけとして、92年に学習指導要領が改訂・施行されて、小学校段階から「性」を本格的に教えるようになった。しかし2003年、都立七生養護学校(現・七生特別支援学校)で行われていた性教育を、一部保守系の都議が問題視し、メディアも「過激な性教育」と取り上げた結果、「性教育バッシング」が湧き起こった。04年、東京都教育委員会(以下:都教委)は「性教育の手引き」を改訂し、小・中・高いずれの授業でも「性

交」について教えず、中学校の保健体育でもコンドームの装着の方法を取り上げなくなった。この動きは国にまで広がり、文部科学省の定める学習指導要領でも小・中学校で「性交」「セックス」は扱わないことになった。

一方、13年、最高裁判所は七生養護学校の性教育に対して都議、および都教委が不当な支配を行い、学習指導要領は、おおよその教育内容を定めたもので記載されていない内容を子どもたちに教えることが、ただちに違法とはならないと結論づけた。その後、19年に都教委は「性教育の手引」を14年ぶりに改訂した。手引は学習指導要領に即しており、性交など妊娠の過程、性感染症に至る過程については触れていないが、モデル授業の実施状況調査や、外部講師を招く際に保護者に配る資料例や、授業の実施例なども記載され、産婦人科医などの外部講師によって、学習指導要領に示されていない内容を指導できるようになった。

### 13. 新型コロナウイルス感染症のPCR検査

新型コロナウイルス感染症に関する検査については、流行の第一波とされた2020年2～4月に検査体制の混乱から、発熱症状があっても検査が受けられないなど問題化した。東京都では各区・町田市・八王子市立保健所と多摩地域の圏域保健所が「帰国者・接触者電話相談センター」として相談や情報集約機能を担っている。検査については、厚生労働省は医師会との連携により自治体で地域外来・検査センターを開設できるよう促す事務連絡を4月に出し、都内のほとんどの区市が独自の検査体制を構築した(東京・生活者ネットワーク調査)。

PCR検査はウイルスの遺伝子を増幅させて検査する検査方法で、目的によって診療のための診療検査と社会経済活動との両立のための社会的検査に分けられる。診療検査や疑似感染者への検査は感染症法により行政検査に位置付けられ保険適用で無料となるが、政府は社会的検査の考え方には消極的である。8月には世田谷区の保坂区長が「誰でも いつでも 何度でも」検査できる世田谷モデルを提唱したが検査費用や頻度についての課題も指摘された。

「Go To トラベル」や「Go To イート」キャンペーンなどの経済対策(東京都は国の施策に加え独自の上乗せ)によって人の動きが活発化したなかで秋冬を迎え、第三波が発生している。今後の感染者増加に伴う検査体制の充実にあわせ、無症状で自宅待機できない人のためのホテル療養や、保健所の相談体制を強化し医療体制を整えていくことが求められる。

### 14. ケアラー支援

ケアラーとは、心や体に不調のある家族や近親者・友人・知人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」などのケアを無償で行う人たちをいう。日本では、ケアは家族がするという考えが未だに根強いうえに、老々介護、介護離職、遠方介護、ダブルケア(子育てと介護等)、高齢者虐待など、介護の課題も多様化しており社会問題にもなっている。

しかし、ケアラーへの支援の必要性が認知されているとは言い難く、介護保険制度では「家族介護支援事業」があるが、健康相談や介護者交流会、家族への慰労金、介護用品の支給など家族介護者が行う「介護」に対する支援が中心になっている。

ケアラー支援の法制化・条例化、政策提言に取り組んできた一般社団法人日本ケアラー連盟は、ケアラー支援の目的は、①ケアラーの人生を支援する(「よりよいケア」ではない)②介護される、する両当事者がともに尊重される③無理なく介護を続けることができる環境を整備する(日常生活の支援)④介護者の社会参加を保障し、学業や就業や社交、地域での活動などを続けられるようにする(人生の支援)⑤介護者の経験と、人びとの介護者への理解と配慮がともに活かされる地域・社会をつくる、ことをあげている。

地域では、ケアラーズカフェなど、介護に関する情報拠点や息抜き・情報交換の場として、ケアラーの気持ちに寄り添った市民の活動も展開されている。20年3月に「埼玉県ケアラー支援条例」が議員提案で成立、ケアラーを支援する推進体制づくりがすすめられており、制度化の先行事例として注目されている。

### 15. 介護保険の地域支援事業(予防給付からの移行、対象者の弾力化)

2014年の介護保険制度改正では、予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行することとなった。訪問・通所以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供が継続される。

財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、保険料)。既存の介護事業所による既存のサービスに加え、多様な担い手による多様なサービス(NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用)で高齢者を支援する、高齢者が支え手側に回ることも想定し、サービスの充実と費用の効率化が目的とされた。それに対し、地域支援事業への移行そのものの是非、なぜ訪問介護と通所介護だけなのか、サービスの質は保障されるのか、家族介護に逆もどりするのではないかなどが問題として指摘されている。

第8期介護保険事業計画(21～23年度)に向けた厚生労働省社会保障審議会介護保険部会からの意見の中では、地域支援事業を含む総合事業について、「事業の対象者の弾力化」が提案され、20年10月には、総合事業の対象者＝要支援者が、要介護認定を受けても、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できるように介護保険法施行規則が改正された。「本人の希望があり市町村が認めた場合」とはいうものの、総合事業の「多様な提供主体」が地域にどれだけ整備されているのかを把握する実態調査の結果公表が21年に予定されている中での省令改正は、要介護認定者の介護保険給付外しにつながる懸念は否めない。

## 16. 介護保険の軽度者への生活援助サービス

15で解説した「予防給付の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行すること」に続き、「要介護1・2に対する生活援助サービス等のさらなる地域支援事業への移行」が議論となっている。財務省の財政制度等審議会は、「2017年度予算編成」に向けた建議のなかで「軽度者に対する生活援助サービス等の更なる地域支援事業への移行」の考え方を示し、「2018年度予算編成」では、「制度の持続可能性を踏まえた保険給付範囲としていく(大きなリスクは共助、小さなリスクは自助)」との視点が明確にされ、第8期介護保険事業計画の検討のなかで具体的に検討化していく考えが示された。

しかし、介護保険部会では慎重論もあり、「軽度者の生活援助サービス等に関する給付の在り方については、総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討を行うことが適当である」とされ、事実上、今回の制度改正では見送られた。

生活援助を保険給付の対象とすることについては、介護保険制度創設時からサービスが自立を阻害するのではないかという議論があったが、介護保険財政への危惧を背景に要支援者・軽度の要介護者に対する給付の効率化に論点が変化してきた。訪問介護は、生活援助のみの利用回数の比率が、軽度者(要介護1・2)の方が高く、利用者負担額は、民間家事代行サービスに比べ著しく割安、などの説明であるが、生活援助は加齢に伴う重度化予防に必要なサービスであるという実態も忘れてはならない。

## 17. 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分な人(認知症、知的障がい、精神障がいなど)の財産管理や身上監護を、代理・同意・取消権が与えられた成年後見人等が行うしくみ。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」(判断能力などに応じ、後見、保佐、補助を選択)と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。家庭裁判所への申立て、審判手続を経て後見が開始、費用もかかる。

国の「成年後見制度利用促進基本計画」(2017～21年度)では、成年後見制度について、「社会生活上の大きな支障が生じない限りあまり利用されていない」、「意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもある」等の課題を踏まえ、①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重の理念に立ち返る、③身上の保護の重視の観点から、個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべき、と指摘された。

具体的な施策としては、(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりが掲げられた。地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる「中核機関」の主な役割は、制度の広報、相談支援、担い手の育成等を含む成年後見制度利用促進、親族後見人を含む後見人支援等である。

東京都では、区市が設置している推進機関(社会福祉協議会等)が、中核機関に求められる基本的な役割を担っている(東京都地域福祉計画)。今後、地域連携ネットワークの強化支援とともに、社会貢献型後見人(市民後見人)の養成・活用をすすめ、既述の成年後見制度利用促進基本計画の指摘も踏まえて改善、充実させることが求められる。

## 18. 東京都ソーシャルファーム条例

正式名称は「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」。様々な要

因から就労に困難を抱える人が働く新たな場であるソーシャルファームの創設の促進等を目的としている。「『未来の東京』戦略ビジョン」の「戦略5 誰もが輝く働き方実現戦略」の推進プロジェクトのひとつである「東京発ソーシャルファーム支援プロジェクト」を施策化するために、2019年12月に成立、施行された。

経営主体の認証基準や就労困難者と認められる者の雇用基準などを示した「ソーシャルファームの認証および支援に関する指針」（雇用者数 割合は20%以上かつ3人以上、など）、が発表され、20年10月には公益財団法人東京しごと財団に「ソーシャルファーム支援センター」が開設、事業募集が始まっている。東京都がめざす方向性が不確定であるが、障がい者やひきこもりにより就労から遠ざかっていた人を含め、働くことを希望するすべての人が多様な選択肢から自分らしいワークスタイルを実践できる市民事業を育てていくための活用が望まれる。

## 19. 労働者協同組合法

企業のように雇い雇われる関係ではなく、働く人がみな対等な立場で出資して仕事を創り、運営も話し合いで決めていく働き方(協同労働)は、ワーカーズ・コレクティブ(1982年～)など市民事業として実践されてきた。NPO法人や企業組合等の法人格を活用し市民事業の運営を行っているが、「出資ができない」「認可手続きに時間がかかる」「非営利ではない」などの不都合も多く、法人格をもたずに運営をする団体もあり、法制化を求める運動(1995年～)を25年以上続けてきた。この間、超党派での国会議員連盟の設立や与党である自民党・公明党によるワーキングチームの設置などを経て、2020年6月に全会派一致の議員提案で第201回通常国会に「労働者協同組合法案」が上程され、第203回臨時国会で成立した。

法の目的には、「持続可能な活力ある地域社会づくり」で、「地域のニーズに応える事業」「多様な人々との就労の機会の創出」等が謳われている。設立は認可制ではなく届け出制となり、現存の企業組合またはNPO法人は、法施行後3年以内に総会の議決を経て組織を変更し組合になることができる。一方で、組合(代表理事)と組合員との間で労働契約を締結することや、準備金および就労創出等積立金などの課題も残るが、共に働く共生社会の実現としての「たすけあい・連帯のしくみ」として期待したい。

## 20. 水害時の垂直避難

「垂直避難」は避難の方法のうちの1つ。「水平避難」と対比して扱われる。「水平避難」は、その場を立ち退いて指定緊急避難場所などの安全な場所へ移動する避難方法であり、いわゆる旧来の避難の方法。水平避難が可能な状況においては水平避難が推奨される。しかし、より切迫した状況において水平避難の余裕がない場合の安全確保策として近年新たに導入された概念が「垂直避難」である。自宅の2階や、近隣の頑丈な建物の階上などが、主な避難先として想定されている。豪雨や台風、津波などの水害から逃れる避難方法のうち、近くの高台への移動は「水平移動」に該当する。

東京都でも、垂直避難を想定しており防災ホームページにおいて「風水害に対する備えと行動」の「災害発生時の心得」として「すぐに3階以上の丈夫な建物に避難する」、「避難時の心得」として「ひざ下まで水が来る前に避難水が流れてきたら高所へ早急に避難」等呼びかけている。都心部のタワーマンションなど超高層ビルに住居がある場合もあり、防災の視点からも開発を抑制する提案を続けながら、高層階の公共施設での避難所設置の検討の必要性についての議論も必要である。

足立区では、都営住宅やその周辺の住民が避難場所等に避難する時間的余裕がない場合の緊急避難先として、都営住宅の上層階の空き住戸を一時的に活用する協定を東京都と結んでいる。

## 21. スフィア基準と避難所運営

アフリカのルワンダでの民族大虐殺の際、難民キャンプで3万人近い人が亡くなった反省から、各国政府やNGO関係者が国際赤十字社などとともに、より質の高い支援のあり方を3年にわたって検討し、1997年に発表されたのが「スフィア基準」である。スフィア基準というトイレの数の男女比率の部分クローズアップされることが多いが、本来、「人道憲章と人道対応に関する最低基準」を示したもので、「被災した人々に必要なことは何か」が最初に記載されている。

「尊厳ある生活への権利」「人道援助を受ける権利」「保護と安全への権利」という権利保護の原則(人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているか)に基づき、「給水、衛生および衛生促進」「食料安

全保障および栄養」「避難所および避難先の住居」「保健医療」の4分野の各項目支援活動における最低基準がきめ細かに規定されている。

2016年、内閣府が策定した「避難所運営ガイドライン」は、「避難所の質の向上をめざす」としているが、スフィア基準にある「人としての権利保護の原則」を基盤に策定するよう見直しを求める必要がある。

## 22. 東京都「都市づくりのグランドライン」

2016年9月に東京都都市計画審議会から示された答申「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を実現するための基本的な方針と具体的な施策を示す行政計画。7つの戦略と30の政策方針からなり、その中には国際ビジネス交流都市の持続、空港機能の強化、道路の渋滞解消、道路空間の再編(リメイク)、先端技術を活用した情報都市空間の創出、無電柱化、持続可能な循環型社会の実現、多摩ニュータウンの再生、などがある。財源やスケジュールなどは都市計画区域マスタープランや個別の都市計画、横断的プロジェクトで事業化していくとされており、都内市区にも関係してくる。

「都市づくりのグランドライン」

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/keikaku\\_chousa\\_singikai/grand\\_design.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/keikaku_chousa_singikai/grand_design.html)

## 23. 海洋プラスチックごみ(廃プラ)ゼロ

2019年6月、日本で初めて開催されたG20大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみ問題が初めて主要議題のひとつとなり、50年までに海洋プラスチックごみの追加的な汚染をゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が世界共通の目標として共有された。

各国が、「適切な国内的行動を速やかにとる」と明記されたことは、海洋プラスチックごみ問題に対して大きな進歩であるとする一方で、法的拘束力がないこと、目標年次が2050年と、その達成に非常に時間を要すること(SDGsの目標年次は2030年)、使い捨てプラスチックに関する具体的な言及がない点を批判する意見もある。

国は、20年7月1日からプラスチック削減策の一環として、経済産業省がレジ袋の有料化をスタートした。消費者や小売業者の努力だけでなく、拡大生産者責任の考え方を深め発生抑制策も強化していく必要がある。

## 24. 森林環境税と森林環境譲与税

温室効果ガス削減、災害防止を目的に、森林保全の安定財源の確保するため創設された国税で、2019年4月に施行された。

森林環境税は、個人住民税の均等割の納税者から1人年額1000円を上乗せして市区町村が徴収する。森林環境税の収入額全額に相当する額が、森林環境譲与税として市町村や都道府県に譲与される。東日本大震災の住民税均等割の税率引き上げが23年度まで行なわれていることなどから、森林環境税の課税は24年度開始となるが、森林環境譲与税の交付は課題への早期対応のため、課税に先行して19年度から始まっている。

配分額は、5割が私有の人工林面積、3割が人口、2割が林業就業者数とする基準により算出される。東京都の森林譲与税額は19年度1億4000万円。具体的な用途としては、森林整備・木材利用推進アドバイザーによる自治体支援、多摩産材生産拡大や庁舎・都有施設での利用などである。都内自治体での用途は、自治体連携によるカーボン・オフセット事業や都内村有森林の整備、公共施設の木質化、特定目的への基金積み立てなど多岐にわたる。

人口割合が大きいため都市部への配分が多くなり、過疎地域を抱えた地域からは批判の声もあげられている。

## 25. パリ協定に基づくCO<sub>2</sub>削減

パリ協定は、2015年にパリ郊外で実施された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」にて採択された国際条約で、気候変動に関する国際的な目標・取り組みを定めている。気候変動枠組条約には世界196カ国が加盟。パリ協定は、この加盟国すべてが参加する史上初の協定で、日本も参加国の一員として批准している。発効は16年11月4日。19年11月にアメリカの当時の大統領トランプが離脱表明し国際協調にひびが入ったが、20年11月の大統領選挙で当選したバイデンは再加盟を表明している。

長期的な目標として、「産業革命以前と比較して気温上昇を2℃未満に抑えること」、「今世紀後半の世界全体の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」を掲げている。これらの目標を達成するため、20年から各国が取り組むべ

き検討・支援などが国際的な枠組みとして示されている。これまで日本は、30年までに26%、2050年までに80%のCO<sub>2</sub>を削減とし、パリ協定に後ろ向きであったが、新首相に就任した菅氏は所信表明演説で、「2030年までに50%、2050年にはゼロにする」と宣言した。今後、国はCO<sub>2</sub>削減に取り組む自治体・事業者・市民をしっかりと後押しすることが重要になってくるが、具体的な施策は見えず、1つだけはっきりと表明したのは、今後も原発に依存することだった。再生可能エネルギー促進を市民発信で訴え続ける必要がある。

## 26. ゼロエミッション東京戦略

2019年5月、東京都は、U20東京メイヤーズ・サミット(世界主要26都市の首長、副首長等が出席)で、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言した。

同年12月、その実現に向けたビジョンと具体的な取り組み・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定。併せて、重点的対策が必要な3つの分野について、より詳細な取り組み内容等を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV普及プログラム」を策定している。

「ゼロエミッション東京戦略」

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy\\_others/zeroemission\\_tokyo/strategy.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/zeroemission_tokyo/strategy.html)

## 27. 生産緑地の2022年問題

1970年初頭、人口が急増し農地が宅地へと転用され、市街地の緑地が大幅に減少した。その影響による住環境の悪化、土地の地盤保持、保水機能の欠如といった問題を解決するために72年に制定されたのが生産緑地法である。しかし都市化は進み、92年に農地として保存すべき土地を「生産緑地」として指定した。生産緑地は、①市街化区域内にある農地等(採草放牧地、林業の用に供されている森林、漁業の用に供されている池沼、農林漁業に利用されている緑地全般)②500㎡以上の規模(17年法改正で条例に定めれば300㎡以上で可)、③良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの④農林漁業の継続が可能な条件を備えている土地(生産緑地法第2条、第3条1)。また、30年間の営農義務、相続税の納税猶予、固定資産税の優遇がある。

制度開始から30年の2022年には、指定解除により農地の多くが宅地になることが懸念され、17年の「都市緑地法等の一部を改正する法律」では、市町村は生産緑地を、周辺地域の公園や緑地、土地利用の状況に勘案して、その保全を確実にすることが良好な都市環境の形成をはかる上で特に有効なものを「特定生産緑地」として指定できることになった。特定生産緑地に指定されると、さらに10年間、今と同じ生産緑地にすることができる。

## 28. 種苗法改正

種は人類の共有資源であり、地方との行き来も含め地域が守り育ててきた。1960年代になると、種は世界中で販売されるが、生産される野菜のほとんどは固定種(地域の伝統品種)だった。78年に種苗の育成者権(知的財産権)を保護する種苗法が制定されたが、生産者などが自家増殖(自家採取)することは原則として認められた。90年代前半にアメリカで特許種子である遺伝子組み換え作物の開発がすすみ、日本に輸入されるとともに、工業製品のように植物新品種の知的財産権を保護する動きが始まる。98年新たに育成された植物品種を保護することなどをうたった「UPOV(ユポフ)条約」に日本は加盟し、種苗法が全面的に改正された。

新条約には育成者権の権利の大幅な強化や、農家の自家増殖禁止が盛り込まれたが、日本は登録品種のうち自家採取禁止の指定を少しずつ増やす形で対応してきた。2016年、品種登録した「シャインマスカット」が、中国に流出した問題があったが、海外での品種登録を期間内にすれば、流出は防げたはずという指摘もある。

17年民間企業の種子ビジネスの参入を促す農業競争力強化支援法が成立。18年種子法廃止がされたが、種子法に変わる条例制定の動きが全国でひろがる。20年「海外流出の防止」を最も大きな理由として、登録品種を全面的に自家採取禁止とする種苗法改正が閣議決定、11月の臨時国会で可決した。改正の問題点は登録品種の自家増殖を許諾制にすること、育成者権の拡大、民間育種事業の拡大の支援にある。改正によって多国籍企業による種の支配がすすむことなどが懸念される。食料安全保障の観点から公共財産としての種、という視点での法整備をすすめる必要がある。

## 29. 東京都食品安全推進計画

東京都は、東京都食品安全条例に基づき、食品の安全の確保に関する施策の推進をはかるため、「食品安全推進計画」（以下「計画」）を策定している。現行計画は2020年度で終了するため、東京都食品安全審議会で計画改訂に向け検討中で、21年1月に最終報告(答申)のパブリックコメントを予定している。

中間のまとめによると、「重点施策」は、①東京都GAP認証(農産物の安全性・環境配慮・労務管理など農業活動全般において基準を満たしている農業者を認証)の推進、②HACCP(食品を製造する際に安全を確保するための管理手法)に沿った衛生管理の導入・定着の推進、③多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取り組みの推進、④食品安全情報評価委員会による分析・評価、⑤輸入食品対策、⑥「健康食品」対策、⑦新たな表示制度による適正表示の推進、⑧食品安全に関する健康危機管理体制の強化、⑨外国人への情報発信等の充実、⑩食品の安全に関するリスク・コミュニケーションの推進、⑪総合的な食物アレルギー対策の推進。

背景には20年4月に全面施行となった食品表示法により指定成分等含有食品の表示制度が開始されたこと、新たな加工食品の原料原産地表示制度(22年度全面施行)、遺伝子組換え表示制度(23年度施行)など、食品表示制度についての順次見直しがある。また、「消費者基本計画」(20年3月)では、消費者にとって見づらいなどの食品表示における課題解決が検討されている。都では食品を取り扱う事業者が、表示の重要性を認識し関係法令の理解を深め、新しい制度に円滑に移行できるよう支援していくことが重要であるとしている。

## 30. ゲノム編集

現在の種子は、収量が多く味がよい、病気に強いなどの性質を持つ種子を選び、交配させ、品種改良を重ね続けた結果できた。20世紀になると、放射線や化学薬品による人為的な突然変異の誘導による育種(米のミルキークイーン、梨のゴールド二十世紀など)が生まれる。1970年代に遺伝子組み換え技術で特定の遺伝子を生物に導入することが可能になったが、DNAの特定の位置を狙って組み込むことはできないなどに課題があった。

2010年代、従来の「遺伝子組み換え」より自由に、生物のDNA(遺伝子)を狙った場所に挿入や削除など改変できる技術「ゲノム編集(遺伝子編集)」が登場した。国内では肉付きのよいマダイや、毒のないジャガイモ、収量の多いイネなどが開発される。

一方、17年にはヒトの受精卵にゲノム編集技術(CRISPR)を用いた研究が発表され、18年には、中国で世界初のゲノム編集で赤ちゃんが誕生し、倫理的問題が指摘されている。20年、ゲノム編集技術はノーベル化学賞を受賞したが、狙った場所以外のDNAを意図せず損傷させてしまう「オフターゲット効果」や、生物化学兵器の開発などに利用される危険性への懸念など、CRISPRゲノム編集の応用・実用化には潜在的なデメリットや課題がある。また、「ゲノム編集食品」については、表示義務や安全性審査、規制の点で大きな問題がある。

## 31. 首長による専決処分

首長が議会において議決すべき事件を議決せず処分することが認められているのは、「議会が成立しないとき」「議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」(地方自治法第179条)、「軽易な事項で、その議決により特に指定したもの」(同第180条)である。

二代表制の理念からすると議会のチェックを経ない専決処分はできる限り避けることが望ましいが、2008年に鹿児島県阿久根市長に就任した竹原信一氏が専決処分を乱発し議会の存在意義を否定した。それを契機に、12年に地方自治法が改正され、議長が臨時議会を招集できる権限を付与すること、副知事・副市町村長の選任は必ず議会の同意を必要とすることが定められた。専決処分を回避する方法として、会期を1年間とする通年議会がある。

## 32. 東京都公文書管理条例

行政機関が作成・保管する行政文書等の公文書は、決定経緯を含めて市民の知る権利を保障するための重要な知的財産である。国においては2009年に公文書管理法が制定され、公文書が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と明記されたにもかかわらず、自衛隊のPKO派遣日報破棄、森友学園問題での文書改ざんなど市民の信頼を失うような動きが続いている。

東京都では、豊洲市場移転に関連して決定の経緯を示す公文書の作成・保存がずさんであったことを受け、17年に条例が制定された。この際に盛り込まれなかった歴史公文書(歴史的に重要な公文書等)制度と公文書管理委員会の設置が、19年の条例改正で追加され新しい東京都公文書館の開館と併せて制度整備された。情報公開の前提となる市民からのアクセスのしやすさ、という課題は残っており、引き続き提案していく必要がある。